

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会  
(渚保育所・渚西保育所)  
令和元年11月10日開催 資料一覧

- 1 枚方市立渚保育所・渚西保育所の民営化に係る社会福祉法人の選定について  
(諮問) (写)
- 2 次 第
- 3 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表
- 4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿
- 5 枚方市附属機関条例 (枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会)
- 6 就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン  
～公立施設の今後のあり方について～
- 7 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項 (案)
- 8 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて (案)  
(関係書類一式)
- 9 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準 (案)
- 10 選定審査の手順について (案)
- 11 今後のスケジュール (案)
- 12 枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準
- 13 枚方市情報公開条例

子事第 823 号

令和元年 11 月 10 日

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会  
会長様

枚方市長 伏見



枚方市立渚保育所・渚西保育所の民営化に係る  
社会福祉法人の選定について（諮問）

枚方市附属機関条例（平成 24 年枚方市条例第 35 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 11 月に統合・民営化の方針が決定している枚方市立渚保育所・渚西保育所について、当該施設を運営する社会福祉法人の選定に関する審査を、貴審査会に諮問します。

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会  
(渚保育所・渚西保育所)

日時：令和元年 11 月 10 日（日）19 時 00 分～  
場所：枚方市市民会館 1 階 第 3・4 集会室

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 会長選出
- 6 諮 問
- 7 副会長指名
- 8 会議運営事項の確認
  - ① 会議の公開・非公開について
  - ② 会議録について
- 9 案 件
  - ① 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について
  - ② 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準（案）と選定方法について
- 10 閉 会
- 11 事務連絡等

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表  
 (渚保育所・渚西保育所)  
 (令和元年11月10日開催)

富岡委員	会長席	中村委員
石田委員		木村委員
高橋委員		宮部委員
坂本委員		白井委員
松永委員		

## ( 事 務 局 )

多田 子育て事業課長	杉浦 子ども青少年部長	長沢 副市長	菊地 子ども青少年部 次長
---------------	----------------	-----------	---------------------

吉田 子育て運営課 課長代理	田中 子育て運営課長	奥村 保育幼稚園課長
----------------------	---------------	---------------

植松 渚西保育所長	小山 渚保育所長	西田 子育て事業課 課長代理	笠井 子育て事業課 課長代理
--------------	-------------	----------------------	----------------------

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿  
(渚保育所・渚西保育所)

資料4

構成人数：9人

委員	構成	氏名	職名等
1号	学識経験を有する者	富岡 量秀	大谷大学教授
		石田 慎二	帝塚山大学教授
2号	社会福祉法人の経理に関する専門的知識を有する者	高橋 龍三	税理士
3号	民間による運営への移行を決定した保育所の保護者を代表する者	中村 祐子	枚方市立渚保育所保護者代表
		木村 愛梨	枚方市立渚保育所保護者代表
		宮部 杏実	枚方市立渚西保育所保護者代表
		白井 雄也	枚方市立渚西保育所保護者代表
4号	枚方市民生委員児童委員を代表する者	坂本 溢子	枚方市民生委員児童委員協議会 磯島校区 校区委員長
5号	市民団体を代表する者	松永 義信	磯島校区コミュニティ協議会会長

(敬称略)

## ○枚方市附属機関条例

平成24年9月13日

条例第35号

## (設置等)

第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

## (委員の委嘱)

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

## (臨時委員)

第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

## (会長及び副会長)

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

## (会議)

第5条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が招集し、会長がその議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

## (会議の公開)

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（部会）

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（関係者に対する協力要請）

第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（枚方市住居表示改正審議会設置条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 枚方市住居表示改正審議会設置条例（昭和39年枚方市条例第25号）
- (2) 枚方市特別職報酬等審議会条例（昭和39年枚方市条例第51号）
- (3) 枚方市風俗営業等審査会設置条例（昭和49年枚方市条例第2号）
- (4) 枚方市総合計画審議会条例（昭和58年枚方市条例第20号）
- (5) 枚方市保健福祉審議会条例（平成4年枚方市条例第30号）
- (6) 枚方市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成9年枚方市条例第25号）
- (7) 枚方市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年枚方市条例第26号）
- (8) 枚方市学校規模等適正化審議会条例（平成10年枚方市条例第13号）
- (9) 枚方市生涯学習推進審議会条例（平成18年枚方市条例第1号）
- (10) 枚方市退職手当審査会条例（平成22年枚方市条例第1号）

(11) 枚方市新行政改革大綱策定審議会条例（平成24年枚方市条例第33号）

(12) （仮称）枚方市市民まちづくり基本条例策定審議会条例（平成24年枚方市条例第34号）

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に前項の条例（枚方市総合計画審議会条例を除く。）の規定により委嘱されている委員は、この条例の規定により委嘱された委員とみなす。

（枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成24年12月10日条例第53号〕

この条例中別表1の表に枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会の項を加える改正規定は公布の日から、同表に枚方市社会福祉法人設立認可審査会の項を加える改正規定は平成25年1月1日から施行する。

附 則〔平成25年2月28日条例第1号抄〕

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則〔平成25年3月12日条例第4号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成25年12月9日条例第41号抄〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成25年12月9日条例第61号〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成26年3月11日条例第4号〕

この条例中別表1の表文化芸術の振興に関する条例策定審議会の項及び（仮称）枚方市市民まちづくり基本条例策定審議会の項を削る改正規定は公布の日から、同表枚方市予防接種健康被害調査会の項の改正規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年3月20日条例第19号抄〕



(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年6月13日条例第24号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成26年12月8日条例第51号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則〔平成26年12月8日条例第55号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成27年3月9日条例第1号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成27年6月16日条例第23号抄〕

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則〔平成27年11月2日条例第37号〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成27年12月14日条例第45号〕

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日〔平成28年4月1日〕から施行する。

附 則〔平成28年9月13日条例第34号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年3月10日条例第5号〕

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表1の表の改正規定（枚方市緑の基本計画審議会の項を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年6月14日条例第23号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第36号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第39号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第40号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年12月12日条例第44号〕

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年3月15日条例第8号〕

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表1の表の改正規定（香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会の項及び枚方市新産業創出支援事業選定審査会の項を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則〔平成30年10月1日条例第40号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成31年3月12日条例第14号〕

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の別表1の表枚方市総合交通計画協議会の項に規定する枚方市総合交通計画協議会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、改正後の別表1の表枚方市総合交通計画推進協議会の項に規定する枚方市総合交通計画推進協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の委嘱期間は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、その者の旧委員としての残期間と同一の期間とする。

附 則〔令和元年6月25日条例第4号〕

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第1条、第2条関係）

1 市長の附属機関

名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間
入札不正行為排除・防止検証委員会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 入札における不正行為の排除及び未然防止に係る検証に関する事項 (2) 前号に掲げる事項のほか、入札における不正行為の排除及び未然防止に関し市長が必要と認める事項	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 土木又は建築に関する専門的知識を有する者 (3) 公共政策に関する専門的知識を有する者	答申の日まで
枚方市NPO活動応援基金支援審査会	枚方市NPO活動応援基金により本市が行う特定非営利活動の支援に係る対象団体の登録、補助金の交付の適否等に関する審査	6人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
枚方市介護保険施設等整備審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 本市の介護保険施設等の整備計画に基づく事業者の選定に関する事項 (2) 前号に掲げる事項のほか、本市における介護保険施設等の整備に関し市長が必要と認める事項	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市感染症発生動向調査委員会	感染症の発生の状況、動向及び原因に係る情報の提供及び分析に関する調査審議	6人以内	学識経験を有する者	
枚方市技能勤労者表彰審査会	本市が表彰する技能勤労者（永く同一の職業に従事し、優れた技能をもって市民生活の向上に貢献した者をいう。）の選考に関する審査	6人以内	(1) 関係団体を代表する者 (2) 前号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
枚方市健康増進計画審議会	枚方市健康増進計画の策定及び推進に関する調査審議	11人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健又は医療に関する専門的知識を有する者 (3) 市民団体又は関係団体を代表する者	
枚方市子育て支援事業運営者選定審査会	本市が行う地域子育て支援拠点事業若しくはファミリーサポートセンター事業の運営又は本市が指定する施設における保育所分園若しくは小規模保育事業の運営をする者の選定に関する審査	1案件につき5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 枚方市民生委員児童委員を代表する者 (3) 市民団体を代表する者	答申の日まで
枚方市自殺対策計画審議会	枚方市自殺対策計画の策定に関する調査審議	13人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 教育に関する専門的知識を有する者 (4) 労働に関する専門的知識を有する者 (5) 人権の擁護に関する専門的知識を有する者	答申の日まで

枚方市住居表示 改正審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 町名の選定に関する事項 (2) 町の区画の決定に関する事項 (3) 町の区画及び他の区画との総合調整に関する事項 (4) 町名の整理に伴い必要な事項	10人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 商工業団体を代表する者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 前各号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市生涯学習 推進審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 生涯学習施策の総合的な推進に関する事項 (2) 生涯学習施設の機能及び運営に関する事項 (3) 前2号に掲げる事項のほか、生涯学習の振興に関する事項	10人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 公募による市民 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市障害者施設等整備審査会	(1) 障害者施設等の整備に係る補助金の交付の対象となる事業者の選定等に関する審査 (2) 障害者施設等の整備に関し市長が必要と認める事項に関する調査審議	7人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者	
枚方市情報公開・個人情報保護審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号）の規定によりその権限に属させられた事項 (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項	15人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	
枚方市情報公開・個人情報保護審査会	枚方市情報公開条例第14条及び枚方市個人情報保護条例第28条の審査請求についての審査請求に関する審査	5人 以内	学識経験を有する者	
枚方市食育推進 計画審議会	枚方市食育推進計画の策定及び進捗状況の評価に関する調査審議	12人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市人事行政 制度調査審議会	人事行政制度のあり方に関する調査審議	5人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 企業経営に関する専門的知識を有する者 (3) 行政運営に関する専門的知識を有する者	
枚方市総合交通 計画推進協議会	枚方市総合交通計画の推進及び改定に関する調査審議	24人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 公募による市民	
枚方市大規模小 売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持についての重要事項に関する調査審議	6人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市退職手当 審査会	枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する審査	5人 以内	(1) 公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関して高い識見を有し、公正な判断をすることができる者	答申の日まで

			(2) 前号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
枚方市地域産業基盤強化奨励事業選定審査会	地域産業基盤強化奨励事業に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 労働又は雇用に関する専門的知識を有する者 (3) 企業経営に関する専門的知識を有する者 (4) 関係団体を代表する者	
枚方市地域づくりデザイン事業選定審査会	地域づくりデザイン事業に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
枚方市地域包括支援センター運営等審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 地域包括支援センターの設置及び運営・評価に関する事項 (2) 介護サービスと連携して実施する事業の運営事業者の選定その他地域における介護保険以外のサービスとの連携に関する事項 (3) 前2号に掲げる事項のほか、地域包括支援センターの運営及び地域包括ケアに関し市長が必要と認める事項	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市地域密着型サービス等運営審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 地域密着型サービス等を行う事業者の指定及び指定基準に関する事項 (2) 地域密着型サービス費等の額の設定に関する事項 (3) 前2号に掲げる事項のほか、地域密着型サービス等に関し市長が必要と認める事項	7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市特別職報酬等審議会	議員報酬の額、市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員及び教育長の給料及び退職手当の額並びに政務活動費の額に関する調査審議	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市内の公共的団体等を代表する者 (3) 公募による市民	
枚方市花と緑のまちづくり事業選定審査会	花と緑のまちづくり事業に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 建築に関する専門的知識を有する者 (3) 土木に関する専門的知識を有する者 (4) 環境保全活動を行う団体を代表する者	
枚方市風俗営業等審査会	次に掲げる事項に関する審査 (1) 枚方市住み良い環境に関する条例(昭和49年枚方市条例第1号)の規定によりその権限に属させられた事項 (2) 枚方市一般旅館及びラブホテ	13人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	

	<p>ルの建築規制に関する条例（昭和57年枚方市条例第8号）の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>(3) 枚方市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する条例（昭和59年枚方市条例第39号）の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>(4) 前3号に係る規制措置に関する重要事項</p>			
枚方市包括外部監査人選定審査会	包括外部監査人の候補者の選定に関する審査	5人以内	会計分野、行政分野、法律分野その他市長が適当と認める分野の知識経験を有する者	3年以内
枚方市予防接種健康被害調査会	予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条及び第6条に規定する予防接種による健康被害の発生の際の医学的見地からの調査	6人以内	(1) 大阪府から推薦を受けた医師 (2) 枚方市医師会から推薦を受けた医師 (3) 枚方市保健所長	
枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会	民間による運営への移行を決定したくすの木園を運営する法人の選定に関する審査	7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) くすの木園の利用者の保護者を代表する者 (4) 枚方市民生委員児童委員を代表する者 (5) 社会福祉事業を行う団体を代表する者	答申の日まで
枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会	民間による運営への移行を決定した保育所を運営する社会福祉法人の選定に関する審査	1案件につき9人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 社会福祉法人の経理に関する専門的知識を有する者 (3) 民間による運営への移行を決定した保育所の保護者を代表する者 (4) 枚方市民生委員児童委員を代表する者 (5) 市民団体を代表する者	答申の日まで
枚方市老人ホーム入所判定審査会	老人ホームへの入所及び入所の継続の可否に関する審査	8人以内	(1) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	

## 2 教育委員会の附属機関

名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間
児童の放課後対策審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 児童の放課後対策に関する基本計画の策定に関する事項 (2) 児童の放課後環境の整備に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、児童の放課後対策に関し教育委員会が必要と認める事項	11人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 社会教育に関する専門的知識を有する者 (3) 児童福祉に関する専門的知識を有する者 (4) 市民団体又は関係団体を代表する者	
枚方市学校いじめ対策審議会	(1) 枚方市いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1条に規定するいじめの防止等をいう。）のための対策を実効的に行うための調査審議 (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する調査	7人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 臨床心理に関する専門的知識を有する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し教育委員会が適当と認める者	
枚方市学校規模等適正化審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 市立の小学校及び中学校（以下「小学校等」という。）の規模の適正化に関する事項 (2) 小学校等の配置の適正化に関する事項 (3) 前2号に掲げる事項に関し教育委員会が必要と認める事項	18人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	
枚方市教育振興基本計画策定審議会	枚方市教育振興基本計画の策定に関する調査審議	7人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	答申の日 まで



# 就学前の教育・保育施設に係る ひらかたプラン

～ 公立施設の今後のあり方について ～



平成30年11月

枚方市 ・ 枚方市教育委員会





## < 目 次 >

1. 背景・目的	．．．．． P 1
2. プランの位置づけ	．．．．． P 2
3. プランの期間	．．．．． P 3
4. 就学前児童等の現状・課題と保育需要の見込み	．．．．． P 4
5. プランの基本的な考え方	．．．．． P12
6. 推進する取り組み	
【平成 31 年度当初から取り組むもの】	
(1) 公立幼稚園における 3 歳児保育と「枚方版子ども園」の実施	．．．．． P14
【平成 32 年度以降の実現に向けて取り組むもの】	
(2) 認定こども園化も視野に入れた教育・保育サービスの充実	．．．．． P14
(3) 公立施設が担うべき役割と今後の整理・集約	．．．．． P15
(4) 公立幼稚園の閉園と有効活用	．．．．． P15
(5) 公立保育所の民営化	．．．．． P16
(6) 在宅での子育て支援の推進	．．．．． P16
■ 推進する取り組みのスケジュール	．．．．． P17

## 1. 背景・目的

### ■子育て支援に対するニーズの多様化

近年、核家族化や少子化の進行、共働き世帯の増加などを背景に、育児不安や待機児童が社会問題となっているほか、障害のある子どもの教育・保育施設での受け入れの増加や、子どもたちが集団生活をしたり、異年齢間で遊ぶ経験の不足などが課題となっています。また、保育士の確保が課題となる中、より質の高い教育・保育の提供や、在宅で子育てをされている家庭への支援など、子育て支援に対する関心は高くなってきており、そのニーズはますます多様化しています。

### ■子ども・子育て支援新制度への対応

平成 27 年 4 月からスタートした子ども・子育て支援新制度においては、質の高い教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を柱に、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整備することを目的としており、その趣旨に沿った対応が必要です。

### ■新しい「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」等の全面実施と保幼小連携

平成 30 年度に新しい「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が全面実施され、就学前の子どもたちの教育内容の整合性が図られるとともに、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が明確化されました。

また、「小学校学習指導要領」においても、保幼小連携のもと、幼児期に育まれた資質・能力を踏まえて、子どもたちの発達と学びをつなげていくことが求められています。

### ■本市の就学前児童の状況と幼保の需給バランス

本市における就学前児童数は、全国的に少子化が進む中、減少傾向にあり、引き続き、効果的な少子化対策に取り組んでいく必要があります。こうした状況において、幼稚園の入園者数は減少傾向で、特に公立幼稚園では大幅に定員を割り込む状況が続いています。その一方で、保育所等では待機児童が発生し、本市では、平成 31 年 4 月当初における 500 人の入所枠拡大を図っており、その後も当面増えることが見込まれる保育需要に対応するため、更なる待機児童対策が必要となっています。

### ■本市の長期財政の見通し

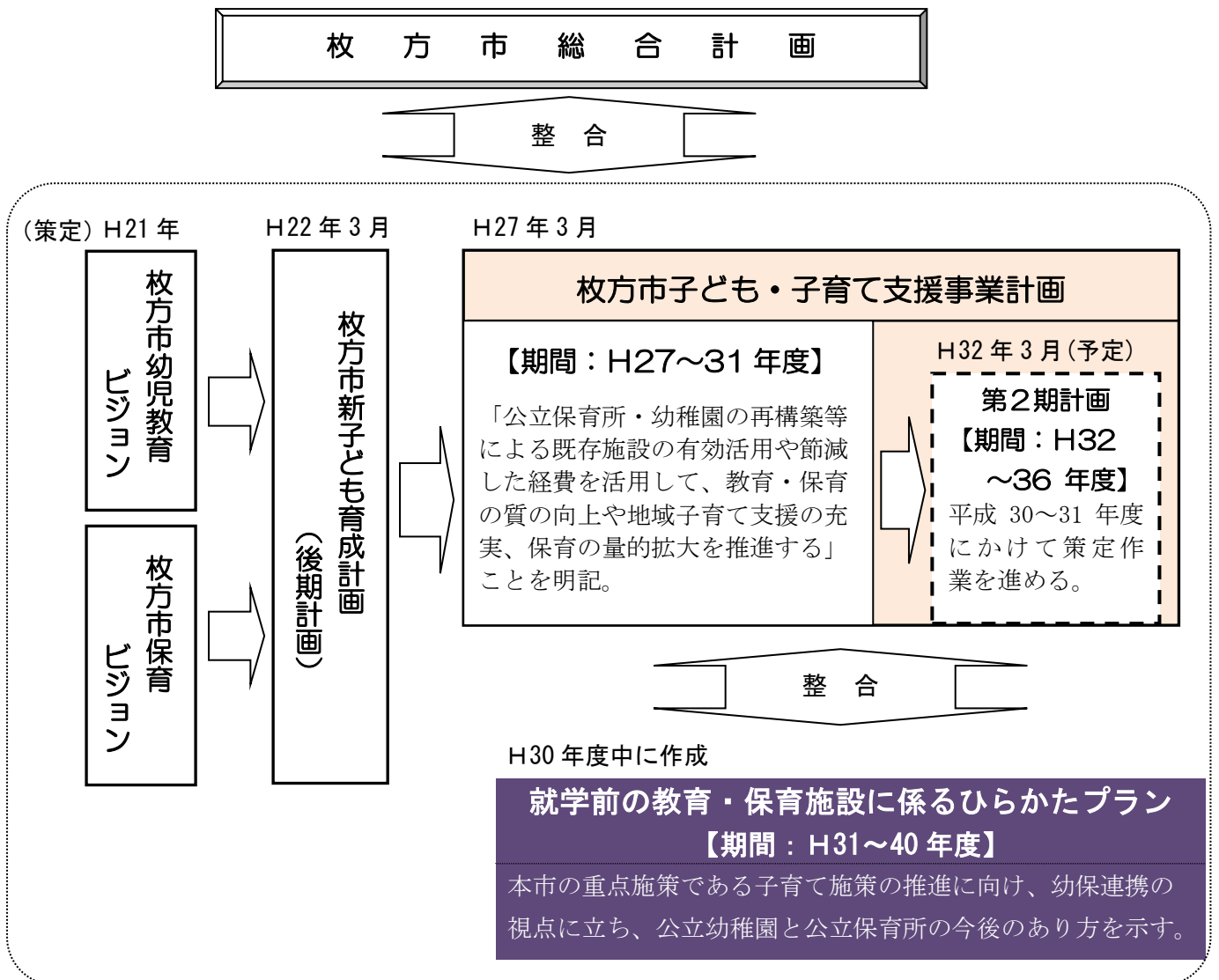
本市の市税収入は、景気回復の影響などにより平成 31 年度までは増加するものの、平成 32 年度をピークにして、それ以降は高齢化の進展などにより減少することが見込まれます。歳出面でも扶助費などの社会保障関連経費の増加などが見込まれ、本市財政を取り巻く状況は、年々厳しさを増していくものと予想されます。

このような背景を踏まえ、幼保連携の考え方のもと、

- ◆子どもたちが安心して教育・保育を受けることができる環境づくりを進めること
- ◆保育需要の増加に対応できるよう、待機児童対策を推進すること
- ◆今後の厳しい財政状況等を踏まえ、民営化などによる民間の積極的な活用を図ること
- ◆保育需要の減少時期を見据え、公立施設の役割を明確化し、整理・集約を図ることを目的に、今後の教育・保育の公立施設のあり方の方向性を示すため、「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン ～ 公立施設の今後のあり方について ～」（以下、「プラン」）を作成します。

## 2. プランの位置づけ

【イメージ図】



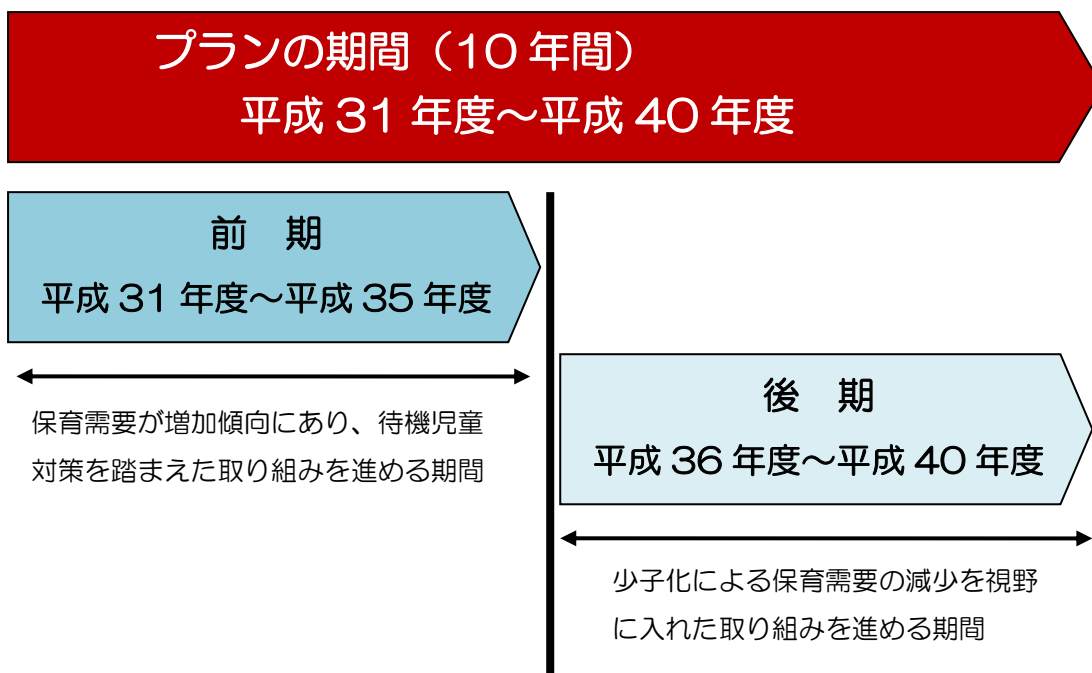
枚方市総合計画においては、人口減少が進む中であっても、さらなるまちの魅力向上を図るため、重点施策の一つに子育て施策を掲げるとともに、効率的で効果的な施策を展開することで、持続的に発展し続けるまちづくりを進めることとしています。

一方で、子育て施策の中でも重要な就学前の教育と保育施設のあり方については、平成21年に策定した「枚方市幼児教育ビジョン」においては幼稚園に関して、また、「枚方市保育ビジョン」においては保育所に関して、それぞれの方針を示してきた経過があり、平成27年3月に策定した「枚方市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」では、公立幼稚園・公立保育所の再構築等の必要性を明記しました。

このような経過を踏まえた上で、喫緊の課題である待機児童対策など、重点施策である子育て施策を推進するとともに、保育需要の減少時期も見据えた公立幼稚園と公立保育所の今後のあり方を示すため、幼保連携の視点に立ったプランを作成します。

また、プランで示した方針については、平成31年度中に策定する「枚方市子ども・子育て支援事業計画 第2期計画（平成32～36年度）」の策定作業につなげ、引き続き子育て支援の取り組みを進めます。

### 3. プランの期間



プランの期間は、10年間とします。また、プランにおける今後の保育需要の見込み（「4. 就学前児童等の現状・課題と保育需要の見込み」を参照）を踏まえ、保育需要が引き続き増加傾向にあり、待機児童対策を踏まえた取り組みを進める前期（平成31年度～平成35年度）と、少子化による保育需要の減少を視野に入れた取り組みを進める後期（平成36年度～平成40年度）に区分します。

ただし、保育需要の動向については、本市が引き続き進めていく少子化対策や定住促進、人口誘導の取り組み効果や、今後に予定されている国の幼児教育無償化の動きなど、前期中においても状況を注視する必要があり、毎年度、現状把握を行いながら、必要に応じてプランの見直しを行います。

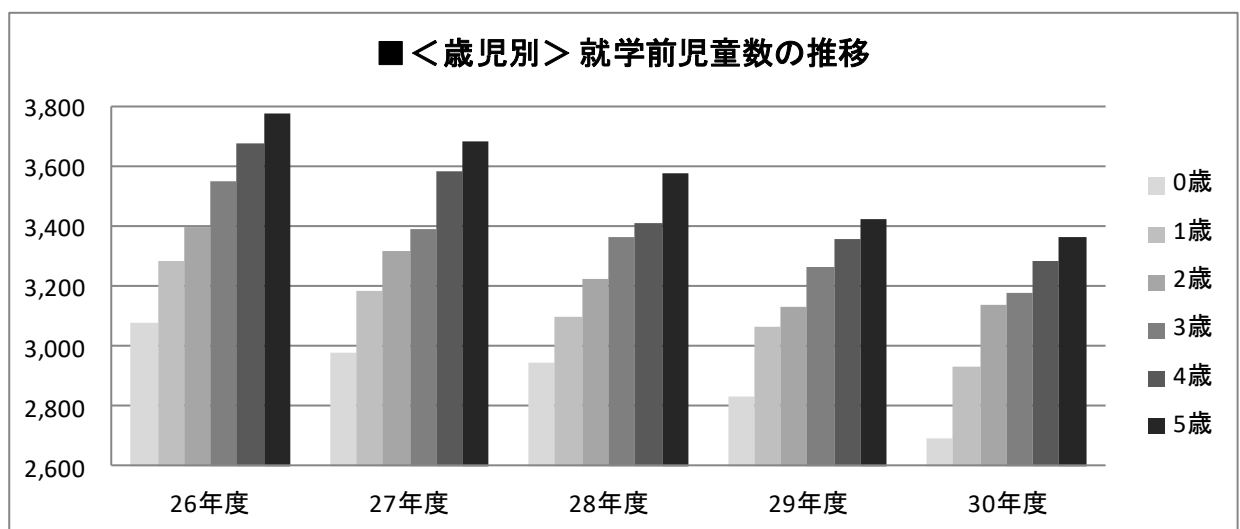
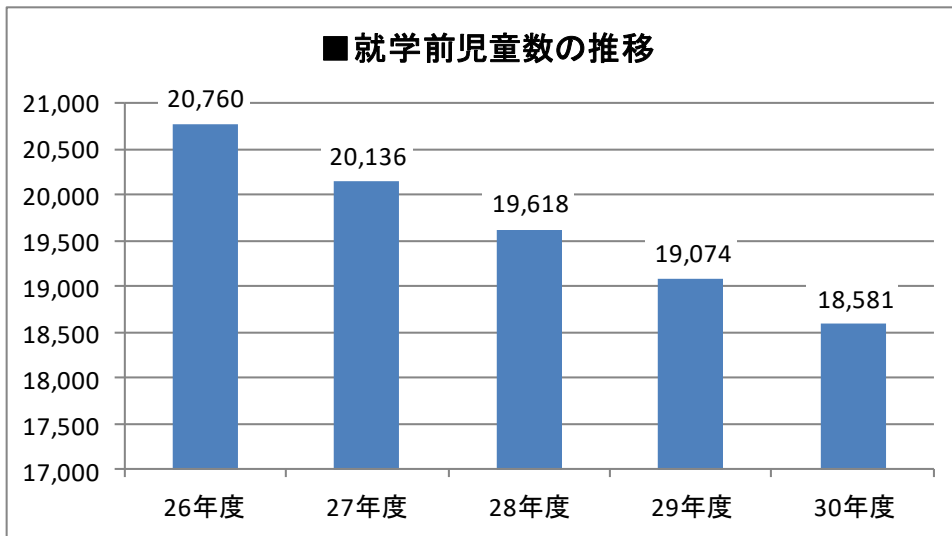
また、後期の取り組みについては、前期の成果や課題、その時点の子育て支援に対するニーズ等を踏まえた上で、具体的な内容を示すこととします。

#### 4. 就学前児童等の現状・課題と保育需要の見込み

##### (1) 就学前児童の状況

##### ① 就学前児童数の推移

[各年度4月1日現在]



本市の就学前児童数の推移については、少子化が進む中、この4年間で2,000人あまり減少しています。また、歳児別においても0～5歳の全ての年齢において、減少傾向が続いている状況です。

こうしたことから、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進め、効果的な少子化対策を進めていくことは、本市のみならず、全国的な課題となっています。

## ② 就学前児童施設の施設数及び定員

### 【注釈】

- 1号認定子ども： 満3歳以上で教育を希望する児童
- 2号認定子ども： 満3歳以上で保育が必要な児童
- 3号認定子ども： 満3歳未満で保育が必要な児童

[平成30年4月1日現在]

施設区分	種別	施設数	定員(人)
幼稚園	公立	7	910
	私立	12	4,225
認定こども園(1号)	私立	7	1,907
<b>幼稚園等 合計</b>		<b>26</b>	<b>7,042</b>

施設区分	種別	施設数	定員(人)
保育所(園)	公立	12	1,260
	私立	43	5,245
認定こども園(2・3号)	私立	7	535
小規模保育施設	公立	3	57
	私立	9	113
<b>保育所等 合計</b>		<b>74</b>	<b>7,210</b>

## ③ 就学前児童の教育・保育施設の利用状況等の推移

[各年度5月1日現在]

		27年度	28年度	29年度	30年度
幼稚園 認定こども園(1号)	人数	5,969	5,586	5,253	4,942
	%	29.6%	28.6%	27.4%	26.4%
保育所(園) 認定こども園(2・3号) 小規模保育施設	人数	7,213	7,477	7,700	7,833
	%	35.8%	38.2%	40.1%	41.8%
その他	人数	6,990	6,496	6,242	5,957
	%	34.6%	33.2%	32.5%	31.8%
合計	人数	20,172	19,559	19,195	18,732
	%	100%	100%	100%	100%

※「その他」には、主に在宅で子育てをされている児童や認可外保育施設に通っている児童などの人数を含んでいます。

※本表には、市内在住で市外の施設を利用する児童の数を含んでいます。

平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度開始以降における本市の就学前児童の教育・保育施設の利用状況は、幼稚園入園児数（認定こども園の 1 号認定子どもを含む）は、平成 27 年度から 3 年間で約 1,000 人減少しており、就学前児童の割合で見ると、毎年約 1 ポイントずつ減少しています。

一方、保育所等の入所児童数（認定こども園の 2・3 号認定子どもを含む）は、就学前児童の全体数が減少しているにもかかわらず、女性就業率の増加などの影響を受け、平成 27 年度から 3 年間で約 600 人増加しており、就学前児童の割合で見ると、3 年間で 6 ポイント上昇しています。

その他については、在宅で子育てをされている児童や認可外保育施設に通っている児童、児童発達支援センターなどに入所している児童となりますが、この中には保育所等の待機児童も含まれています。その他の児童については、毎年約 1 ポイントずつ減少しています。

このような傾向は、幼稚園と保育所の需給バランスに影響し、幼稚園における定員割れや保育所における待機児童発生の一因となっています。

## （2）幼稚園の状況

### ① 幼稚園の利用児童数の推移

〔各年度 5 月 1 日現在〕

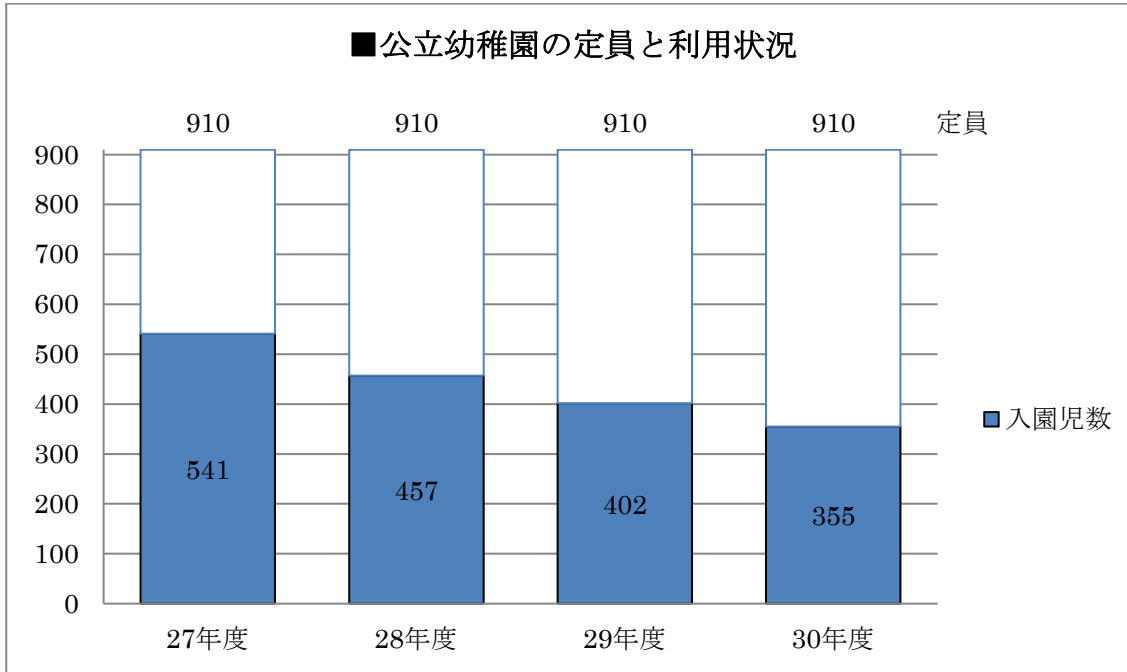
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
公立幼稚園	人数	541	457	402	355
	%	9.1%	8.2%	7.7%	7.2%
私立幼稚園	人数	3,840	3,565	3,211	2,927
	%	64.3%	63.8%	61.1%	59.2%
私立認定こども園 (1号)	人数	1,588	1,564	1,640	1,660
	%	26.6%	28.0%	31.2%	33.6%
合計	人数	5,969	5,586	5,253	4,942
	%	100%	100%	100%	100%

本市の公立・私立幼稚園、私立認定こども園（1号）の利用児童数の推移については、全体的に減少傾向が続いています。

ただし、私立認定こども園（1号）については、平成 29 年度以降、私立幼稚園が認定こども園に移行したことなどに伴い、利用児童数は増加しています。

## ② 公立幼稚園の定員と利用状況

[各年度5月1日現在]



公立幼稚園の定員に対する利用状況は、利用児童数の減少により、平成28年度にほぼ5割となり、平成29年度以降は5割を割り込む状況となっています。

## ③ 公立幼稚園の施設状況

[平成30年4月1日現在]

施設名	定員	開設年月	増改築・改築年月	保有室数
枚方	140	S12.4	S42.3	6
香里	140	S42.4	S45.2	4
樟葉	140	S42.4	S45.5 S48.3	4
高陵	140	S43.5	S46.7 S48.3	4
蹉跎	140	S45.4	S48.3	4
蹉跎西	70	S50.4	—	2
田口山	140	S51.4	H7.3	4



### (3) 保育所（園）等の状況

#### ① 保育所（園）等の利用児童数及び待機児童数の推移

＜利用児童数＞

〔各年度4月1日現在〕

		27年度	28年度	29年度	30年度
公立保育所	人数	1,337	1,353	1,372	1,374
	%	18.7%	18.3%	18.0%	17.8%
私立保育所（園）	人数	5,438	5,591	5,712	5,715
	%	76.0%	75.8%	75.0%	73.8%
私立認定こども園 （2・3号）	人数	351	412	455	487
	%	4.9%	5.6%	6.0%	6.3%
公立小規模保育施設	人数	—	—	19	59
	%	—	—	0.2%	0.8%
私立小規模保育施設	人数	25	25	60	103
	%	0.4%	0.3%	0.8%	1.3%
合計	人数	7,151	7,381	7,618	7,738
	%	100%	100%	100%	100%

本市の保育所（園）等の利用状況は、公立保育所については、ほぼ横ばいの状況となっています。私立保育所（園）については、待機児童対策で定員拡大を図ったことから、3年間で300人弱の利用児童数の増加となっています。また、私立認定こども園（2・3号）は、平成27年度に6園が創設され、定員拡大により、毎年度、利用児童数が増加しています。

3歳未満児を受け入れる公立・私立小規模保育施設は、子ども・子育て支援新制度開始当初は3か所でしたが、平成29年度当初には8か所、平成30年度当初には12か所に増え、それに伴い利用児童数が増加しています。

＜保育所（園）等の待機児童数＞

〔各年度4月1日現在〕

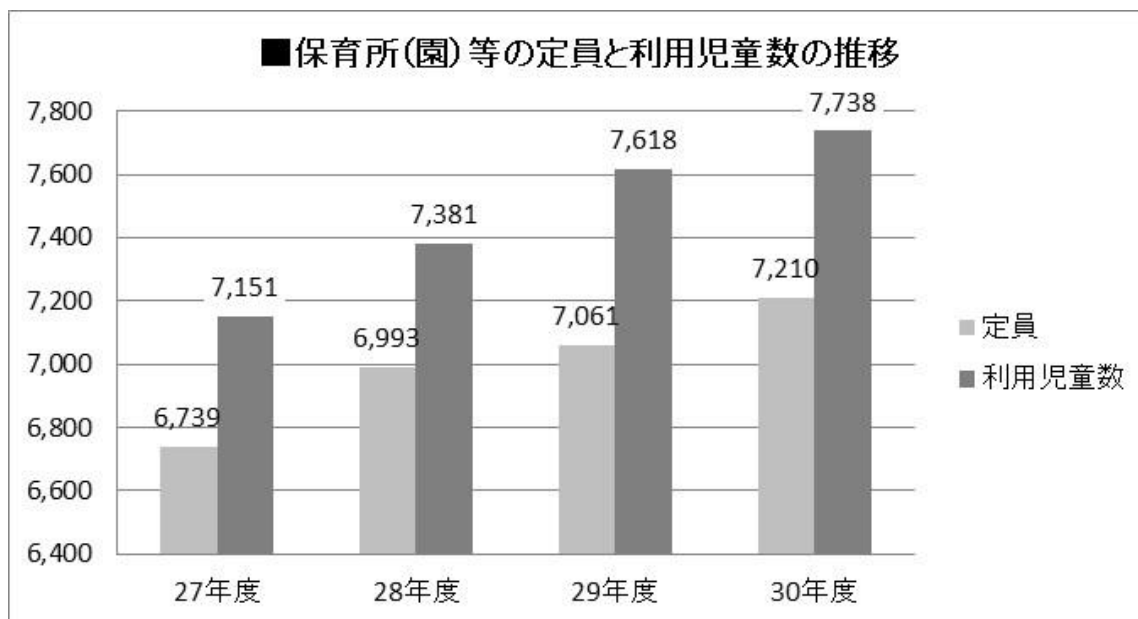
		27年度	28年度	29年度	30年度
0歳～2歳	国定義	36	0	9	25
	市基準	202	240	276	247
3歳～5歳	国定義	0	0	0	5
	市基準	41	43	23	73
合計	国定義	36	0	9	30
	市基準	243	283	299	320

※「市基準」：特定の保育所等を希望する場合などの潜在的な待機児童を含めた待機児童数  
 国の定義による待機児童数（国定義）は、平成28年度当初に0人を達成しましたが、平成30年度当初では30人となりました。また、潜在的な待機児童も含めた待機児童数（市基準）は、平成30年度当初で320人となりました。なお、待機児童数は、3歳～5歳児に比べて、0歳～2歳児が多い状況となっています。

待機児童数の解消は、本市の喫緊の課題となっており、引き続きさまざまな方策を活用しながら取り組みを進める必要があります。

## ② 保育所（園）等の定員と利用児童数の推移

[各年度4月1日現在]



多くの保育所（園）においては、待機児童対策として、定員の弾力運用（最低基準を満たすことを前提に、認可定員を超過して入所できるようにすること）を行っており、定員を超過して受け入れている状況となっています。

## ③ 公立保育所の施設状況

[平成30年4月1日現在]

施設名	定員	開設年月	増改築・改築年月	保育室数
阪	140	S26.6	S46.5	6
山田	90	S35.9	S45.6	5
香里団地	170	S37.7	S56.3	12
菅原	90	S41.4	H3.8	6
枚方	140	S43.5	S46.5 H29.12	8
禁野	90	S45.4	—	8
藤田川	90	S46.6	—	6
渚	90	S47.8	—	6
楠葉野	90	S50.4	—	6
走谷	90	S50.4	—	6
桜丘北	90	S54.4	—	6
渚西	90	S58.11	—	6

#### (4) 今後の保育需要の見込みについて

本市の保育需要については、平成 27 年 3 月に策定した「枚方市子ども・子育て支援事業計画」において、平成 31 年度までの量の見込み（保育需要）と確保方策を定めています。

平成 32 年度以降につきましては、今後の同計画の第 2 期計画の策定作業において、国が示す手順に基づくニーズ調査等も行いながら検討した上で、保育需要等を示していく予定です。

また、平成 31 年度中に予定されている国の幼児教育無償化は、今後の保育需要に大きな影響を与えることが見込まれます。

こうしたことから、今後の保育需要のより詳細な推計は、第 2 期計画で行うこととし、プランにおける保育需要の見込みにあたっては、以下のとおり、国の「子育て安心プラン」で示された内容を基に算出することとします。

##### ① 国の「子育て安心プラン」の方針

平成 29 年 6 月に国が策定した「子育て安心プラン」において、次のとおり方針が示されました。

○遅くとも平成 32 年度末までに全国の待機児童を解消するため、平成 30 年度から約 22 万人分の受け皿を整備する。

○さらに、平成 34 年度末までに、女性就業率の向上の取り組みに伴う保育需要の増加に対応できるよう、約 32 万人分（平成 30～34 年度）の受け皿を整備する。

##### ② 今後の保育需要の見込み

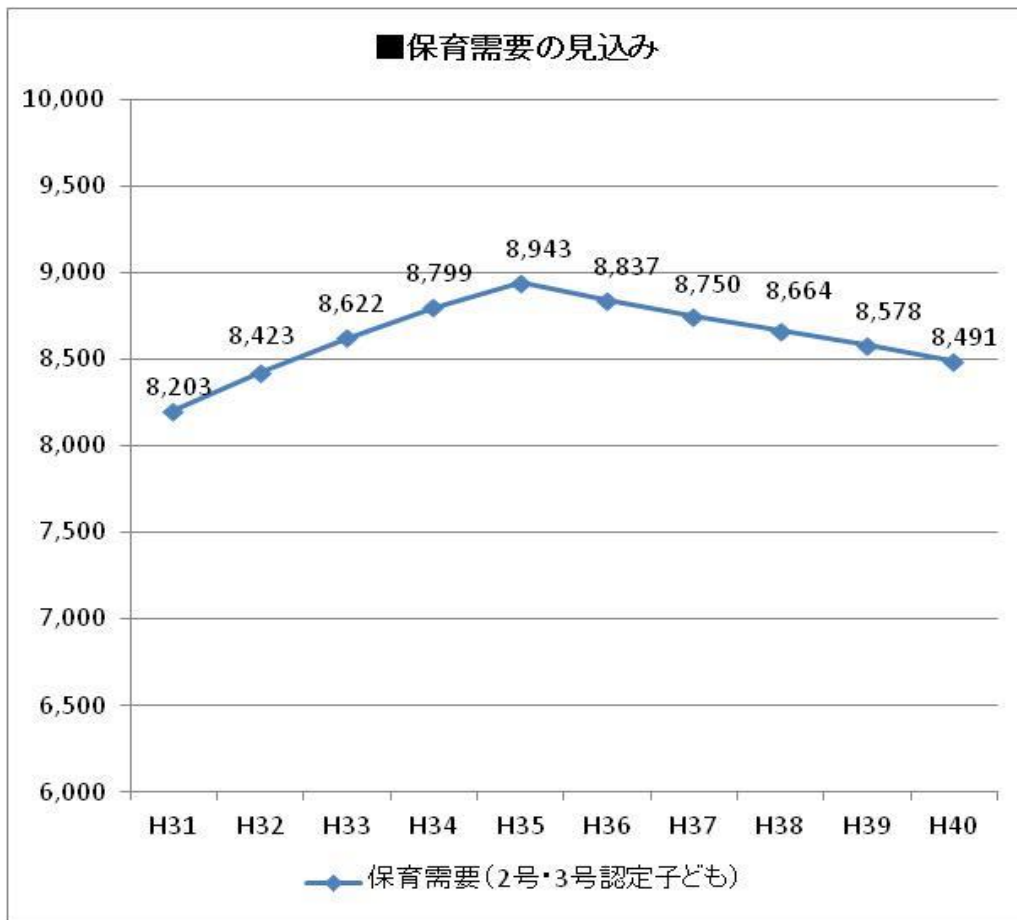
国の「子育て安心プラン」においては、少なくとも平成 34 年度末までは保育需要の増加に対応するための待機児童対策を推進することとしており、こうしたことも踏まえ、保育需要の見込みについては、次の手順により算出します。

◆当面の間において保育需要の増加が見込まれる「2号・3号認定子ども」の見込みを算出する。

◆支給認定割合（就学前児童全体のうち保育を必要とする児童の割合）について、近年の増加傾向を踏まえ、平成 35 年度まで増加し続けるものとし、その後は横ばいで推移するものとする。

◆今後の保育需要の見込み数は、将来の就学前児童の人口推計値に支給認定割合を乗じて算出する。

上記により算出した平成 40 年度までの保育需要の見込みは、以下のとおりです。



※保育需要の見込みについては、本市が引き続き進めていく少子化対策や定住促進、人口誘導の取り組み効果や今後に予定されている国の幼児教育無償化の動きなどを注視する必要があり、毎年度、現状把握を行い、必要に応じてプランの見直しを行います。

## 5. プランの基本的な考え方

本プランにおいては、幼保連携の考え方をもとに、以下の「4つの基本的な考え方」を柱とし、取り組みを進めていきます。

### ①子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、子どもが安心して教育・保育を受けられる環境づくりを推進します。

就学前の時期は、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばすための人格形成の基礎を培う重要な時期です。全ての子どもに最善の利益を実現するために、質の高い教育・保育サービスを総合的に提供することが求められています。

子育て家庭のニーズが多様化する中、公立施設においては、幼児教育の充実に取り組むとともに、教育と保育を一体的に提供できる施設として機能できるよう、認定こども園化も視野に入れながら、子どもがより安心して教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

### ②少子化が進む中、公立施設の役割を明確にし、公立幼稚園・公立保育所のあり方を整理します。

保育需要は依然として増加傾向にありますが、少子化の進行により、将来的には減少することが想定されます。

公立施設については、引き続き、民営化や統廃合の取り組みにより経費の縮減を図り、財源を確保していく一方で、公立施設にこれから求められる役割や必要性を明確にし、その役割を果たしていくことで、子育て家庭のさまざまなニーズに対応できる体制づくりを進めます。

### ③公立幼稚園と公立保育所の需給バランスや保育需要の見込みを踏まえ、公立施設の整理・集約を進めます。

公立幼稚園では、恒常的に定員割れが生じている一方で、保育所（園）では、毎年、受入枠拡大の取り組みを進めているにもかかわらず、待機児童が発生している状況です。また、現在、保育需要は増加傾向にありますが、少子化の影響により将来的には減少傾向となることが見込まれます。

こうしたことから、公立施設については、保育需要が増加する中で待機児童対策の強化が求められる前期と、保育需要が減少していく後期のそれぞれの状況に応じ、引き続き、効果的に民営化を推進し、幼保の一体的な運営による統廃合なども視野に入れながら、公立施設の整理・集約を進めます。

**④公立施設の整理・集約により生じた財源等を活用し、教育・保育の提供や在宅での子育て支援の充実を図ります。**

公立施設の整理・集約に取り組んでいくことにより、その後の子育て支援の充実などに有効活用できる施設や財源などが生み出されます。

今後、こうした施設や財源などについては、効果的な活用方法を十分に検討し、子育て家庭の多様なニーズを踏まえ、教育・保育サービスの充実のほか、幼稚園、保育所等に通園（所）していない在宅で子育てをされている家庭への相談支援や情報提供、子ども及び保護者が交流できる場の提供などに活用していきます。

## 6. 推進する取り組み

「プランの基本的な考え方」を踏まえ、以下の取り組みを推進します。

### 【平成 31 年度当初から取り組むもの】

#### (1) 公立幼稚園における 3 歳児保育と「枚方版子ども園」の実施

平成 30 年度から全面実施されている「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼  
保連携型認定こども園教育・保育要領」において、就学前の子ども（3～5 歳児）に  
対する共通の教育目標が示され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として小  
学校教育でもこの姿を踏まえた教育課程の工夫が求められています。このように、幼  
児教育が重要とされる中、教育内容の充実を図るため、公立幼稚園 6 園（枚方・香里・  
樟葉・高陵・蹉跎・田口山幼稚園）において、従来からの 4・5 歳児に加えて、平成  
31 年度から新たに 3 歳児保育を実施します。

そのうち、現在、1・2 歳児の小規模保育事業を進めている 4 園（枚方・高陵・蹉  
跎・田口山幼稚園）については、3～5 歳児の教育時間の前後に預かり保育を実施し、  
小規模保育事業と同様に開園（7 時～19 時）することで、喫緊の課題である待機児  
童対策につなげ、在園児に対し切れ目ない教育・保育を提供する「枚方版子ども園」  
として位置づけ、取り組みを進めます。

また、その他の 2 園（香里・樟葉幼稚園）においても、同様に 3～5 歳児の預かり  
保育を実施し、開園時間を拡大（7 時～19 時）することで、待機児童対策などの子育  
て支援の充実につなげます。なお、預かり保育については、園児にとってより望まし  
い保育となるよう、必要な取り組みを進めます。

#### ＜参考＞「枚方版子ども園」1 園あたりの年間運営経費

人件費等	115,494 千円	（一般財源ベース	78,029 千円）
うち小規模保育分	54,045 千円	（一般財源ベース	27,708 千円）
うち幼稚園分	61,449 千円	（一般財源ベース	50,321 千円）

### 【平成 32 年度以降の実現に向けて取り組むもの】

#### (2) 認定こども園化も視野に入れた教育・保育サービスの充実

子育て家庭における教育・保育ニーズが多様化する中、安心して教育・保育を受け  
られる環境づくりを進めていく必要があります。

認定こども園は、3 歳児以上の子どもは、保護者の就労等の有無に関係なく在園で  
き、また、園に通っていない子育て家庭に対する相談事業や親子の交流事業など地域  
子育て支援の取り組みも行う施設です。また、多様な環境にある子どもたちが同じ施  
設で過ごし、ともに教育・保育を受けることで、小学校生活へのよりスムーズなつな  
がりも期待できます。

こうしたことから、前述の「枚方版子ども園」として開設する施設を含む公立幼稚  
園や公立保育所については、今後の保育需要の動向を踏まえながら、プランの後期を  
見据え、認定こども園化の検討を進めていきます。

### (3) 公立施設が担うべき役割と今後の整理・集約

近年、女性の就業率は上昇傾向にあり、待機児童が発生するなど保育需要は増加傾向にあります。しかしながら、今後、少子化が進行していく中で、将来的には保育需要は減少していくことが想定されます。

公立施設については、これまで、公立幼稚園の閉園や公立保育所の民営化などの一定の整理を図ってきましたが、今後、少子高齢化が進む中、施設の有効活用を図るため、引き続き、公立幼稚園・公立保育所の整理・集約により、さまざまな子育てサービスなどに活用できる施設や財源等を確保していくことが必要です。

そうした状況においても、公立施設については、民間の就学前児童施設と協調しながら、小学校へのスムーズな接続に向けた保幼小の連携を推進する役割や、国から示される指針等を踏まえ率先して教育・保育を実践し、その中で見えた課題等の情報共有を行う役割のほか、特に配慮を要する保護者や支援が必要な子どもに対して、専門相談機関と連携しながら支援を行う役割を担っていく必要があります。

保育需要の減少時期における公立幼稚園・公立保育所のあり方については、プランの後期に向けて、市内の地域バランスも踏まえた適正な施設数や配置場所に関し、幼保一体的な視点を持ちながら引き続き検討し、認定こども園化も視野に入れて示していきます。

#### <参考>

##### 公立幼稚園の1園あたりの年間運営経費

50,357千円（一般財源ベース 44,018千円）

##### 公立保育所の1園あたりの年間運営経費

196,238千円（一般財源ベース 167,291千円）

### (4) 公立幼稚園の閉園と有効活用

公立幼稚園については、恒常的に定員を顕著に割り込んでいるため、教育・保育の需要を見定めた上で、整理・集約を進めていくことが必要です。

こうしたことから、蹉跎西幼稚園については、園児数や施設の状況等を踏まえ、平成32年度末に閉園することとします。

その他の公立幼稚園については、前述の「枚方版子ども園」の開設のほか、認定こども園化や民営化についても検討を行うとともに、保育需要が減少するプラン後期においては閉園も含めた検討を進めます。

なお、民営化や閉園などにより生み出された財源等については、保育需要の動向等を踏まえながら、子育て施策の充実などに活用していきます。

#### <参考> 公立幼稚園の1園あたりの年間運営経費【再掲】

50,357千円（一般財源ベース 44,018千円）



## (5) 公立保育所の民営化

公立保育所については、平成 23 年 12 月に作成した「公立保育所民営化計画（中期計画）」（以下、「民営化計画」）に基づき 3 か所の保育所を民営化し、民営化計画においては、平成 28 年度以降、5 か所の公立保育所（走谷・山田・渚・禁野・藤田川保育所）について、民営化の実施時期や手法等の検討を行うこととしていました。

そのうち、現在、走谷保育所について、平成 31 年度当初の民営化に向けて取り組んでいるところですが、他の 4 か所については、敷地が借地など民営化後の土地貸借の取扱い等の個別課題を有しているものが多い状況です。このような中であっても、引き続き、民営化により削減した経費をさまざまな子育て施策の充実につなげていくためには、民営化計画などの従来の方針に捉われず、その他の保育所も含め柔軟な視点をもって、民営化（統廃合等を含む）に取り組んでいく必要があります。

このため、まずは、待機児童対策を視野に入れながら、公立保育所の中でも特に近接する渚保育所と渚西保育所について、効率的な施設運営の視点から、平成 33 年度を目途に両保育所の統合・民営化を進めます。なお、民営化にあたっては、施設規模の拡充による定員増につなげ、具体的な手法については、安全・安心な保育環境を提供できるよう、十分に検討を行いながら進めます。

また、その他の施設についても、今後、整理・集約化していく公立施設の地域バランスも踏まえながら、これまでの手法に捉われず、民間委託も含めて、プランの前期中に引き続き民営化する施設を検討します。

### ＜参考＞公立保育所の民営化による効果額

#### 1 人あたりの年間運営経費（一般財源ベース）

公立保育所	1,442 千円	私立保育所（園）	507 千円
公私の差	935 千円		

例) 定員 90 人の保育所民営化の効果額 84,150 千円 (935 千円×90 人)

## (6) 在宅での子育て支援の推進

近年、子育て中の保護者の育児不安や孤立化などが課題となる中、在宅で子育てをされている家庭も含めて、育児をされる保護者が安心して子育てできる環境づくりが求められています。

このため、公立施設の整理・集約に取り組むことで生み出される新たな施設や財源等については、教育・保育サービスの充実だけではなく、在宅での子育て支援の推進などにつなげていきます。また、今後、検討していく認定こども園については、地域子育て支援が必須とされているため、在園児だけでなく、在宅で子育てをされている家庭に対する相談事業や育児に関する情報提供のほか、親子の交流事業などに取り組むことで、地域に開かれた施設としての役割が期待できます。

■ 推進する取り組みのスケジュール

推進する取り組み	プラン前期 (保育需要が増加傾向)					プラン後期 (保育需要が減少傾向)
	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度～H40年度
(1) 公立幼稚園における3歳児保育と「枚方版子ども園」の実施	<p>「枚方版子ども園」の実施</p> <p>● 4幼稚園【H31年度当初】 (枚方・高陵・蹉跎・田口山) (認定こども園化や民営化について検討)</p> <p>● 3歳児保育・3～5歳児の預かり保育拡充</p> <p>● 2幼稚園【H31年度当初】 (香里・樟葉) (認定こども園化や民営化について検討)</p>					<p>(3) 公立施設が担うべき役割と今後の整理・集約</p> <p>市内の地域バランスも踏まえた、公立施設の更なる整理・集約</p>
(2) 認定こども園化も視野に入れた教育・保育サービスの充実	公立幼稚園・公立保育所の認定こども園化の検討					
(4) 公立幼稚園の閉園と有効活用	<p>公立幼稚園の閉園</p> <p>蹉跎西幼稚園【H32年度末】 (財源等を保育需要の動向等を踏まえ有効活用)</p>					
(5) 公立保育所の民営化	<p>公立保育所の民営化</p> <p>(渚保育所・渚西保育所の民営化に向けた取り組み) 民営化【H33年度を目途】 (施設規模の拡充による定員増につなげる)</p> <p>(その他の保育所について民営化の検討)</p>					
(6) 在宅での子育て支援の推進	施設や財源等の有効活用による在宅での子育て支援の検討・推進					

就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン  
～ 公立施設の今後のあり方について ～

発行 枚方市子ども青少年部子ども青少年政策課  
枚方市教育委員会総合教育部教育政策課  
枚方市教育委員会学校教育部教育指導課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
電話:072-841-1221(代) FAX:072-841-3039

枚方市立保育所（渚保育所・渚西保育所）民営化に係る運営法人募集要項（案）  
（令和 3 年 4 月 1 日移管分）

枚方市立保育所の移管により保育所を設置、運営する社会福祉法人（以下「法人」という。）を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり募集します。

1. 移管する保育所の名称、所在地、定員等

- ①枚方市立渚保育所 枚方市渚元町 9-17 定員 90 人  
昭和 47 年 8 月 1 日開設、敷地面積 1290.78 m<sup>2</sup> (借地)、建物面積 758.34 m<sup>2</sup>、  
構造 鉄筋コンクリート造 2 階建 昭和 47 年 6 月建築
- ②枚方市立渚西保育所 枚方市渚西 2 丁目 21-1 定員 90 人  
昭和 58 年 1 月 1 日開設、敷地面積 2288.77 m<sup>2</sup>、建物面積 770.11 m<sup>2</sup>、  
構造 軽量鉄骨造 平屋建 昭和 58 年 10 月建築

2. 移管する時期

令和 3 年 4 月 1 日

3. 移管条件

(1) 保育所の移管、統合について

法人は、令和 3 年 4 月に渚保育所及び渚西保育所（以下、「渚保育所等」という。）の移管を受け、両保育所を運営するとともに、市が指定する土地に保育所を整備し、令和 4 年 4 月に両保育所を統合すること。

※市が指定する土地（以下、「新設保育所予定地」という。）は、P 9 <参考資料 1 > の「2. 新設保育所予定地 位置図」参照。

(2) 保育所用地について

枚方市は、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの間、渚保育所敷地（1290.78 m<sup>2</sup>（借地））の借地料を負担するとともに、法人に渚西保育所敷地（2288.77 m<sup>2</sup>）を契約により無償で貸し付けます。

また、新設保育所予定地を法人に契約により無償で貸し付けます。貸付期間は、10 年間とし、期間満了前に枚方市と協議のうえ、期間を更新することができるものとします。

(3) 保育所建物等について

枚方市は、法人に渚保育所等の既設保育所建物を令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの間、契約により無償で貸し付けるとともに、遊具、備品等のうち法人が譲渡を希望するものについて、契約により無償で譲渡します。

(4) 保育所整備について

①新たな保育所の整備

法人は、令和4年3月までに新設保育所予定地に新たに保育所を整備し、令和4年4月1日までに定員200人での運営を開始すること。あわせて、保育環境の向上に努めること。なお、新設保育所予定地は現状が田であるため、保育所建設に必要な措置を行ったうえで、保育所を建設すること。

②その他

新たな保育所には、児童の送迎用の駐車場及び駐輪場を整備すること。また、駐車場の整備が困難な場合は、近隣の駐車場を借り上げるなどの対策を講じること。なお、新たな保育所の整備にあたっては、児童の安全対策・騒音対策など必要な措置を講じること。

(5) 保育所整備のスケジュールについて

令和2年度 基本・実施設計、開発協議、補助金協議、建築確認申請、新たな保育所の整備に着手など。

令和3年度 新たな保育所整備の完了。新たな保育所の開園準備（令和4年3月）。

令和4年度 渚保育所と渚西保育所の統合。200人定員に変更（4月1日）。

(6) 法律及び関係法令等の遵守について

保育所整備にあたっては、安全対策を図り、関係法令や枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年12月9日枚方市条例第57号）、枚方市開発事業等の手続等に関する条例（平成17年6月27日枚方市条例第46号）等を遵守するとともに、別途、枚方市と協議すること。

(7) 保育所整備に係る補助金について

保育所整備に係る補助については、P11<参考資料2>枚方市立保育所民営化に係る施設整備費補助金交付要綱に基づき、枚方市が国の施設整備交付金等に係る国庫補助額を国の負担割合で除した額の4分の1に相当する額を加え、補助します。

また、新設保育所予定地に係る保育所建設のために必要な措置（造成等）に要する費用として市長が必要と認める額を別途補助します。

(8) 法人の負担について

水道、下水道及びその他電気・ガス等に係る手続き及び費用、また、敷地内工事に係る手続き及び費用については法人負担とします。

(9) シックハウス対策について

施設整備に際し使用する建材や家具等については、シックハウスの原因の恐れとなる化学物質（ホルムアルデヒド等）の発生がない、若しくは極力少ないものを採用すること。工事完了後、空気濃度調査を行い厚生労働省が定める「化学物質の室内濃度指針値」に定める濃度以下であることを確認し、報告書を提

出すること。

(10) 保育所整備に係る保護者等への説明について

保育所整備にあたっては、事前に保護者や地域に説明を行うなど、誠意をもって対応すること。

(11) 良好な保育環境の確保について

統合により定員が2倍以上となることから、保育室等や屋外遊戯場の確保において余裕を持たせるなど、良好な保育環境の確保についての工夫や考え方を示すこと。

(12) 協定書の締結について

法人は、枚方市と移管に関する協定書を締結するものとする。また、締結する協定書に記載する各種事項については、信義誠実の原則に基づいて履行すること。

#### 4. 応募資格及び条件

(1) 令和元年10月1日現在で、以下のいずれかの条件を満たしていることとします。

① 児童福祉法第7条に規定する保育所又は幼保連携型認定こども園を枚方市内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。

② 児童福祉法第7条に規定する保育所又は幼保連携型認定こども園を大阪府内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人で、法人本部を大阪府内に設置していること。

ただし、幼保連携型認定こども園については、保育所から認定こども園に移行した施設で、通算の運営期間が10年以上であること。

(2) 保育所等を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

(3) 法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが運営すること。

(4) 移管前の保育内容（行事を含む）を引き継ぐこと。なお、保育制度の改正や社会状況等の変化により、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項」の内容に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとします。

(5) 枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。

(6) 理事長は、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。

(7) 施設長は、児童福祉事業に熱意のある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置すること。

(8) 保育所運営について

① 移管時の定員は現状を維持すること。ただし、令和4年4月1日までに、両保育所を統合し、定員を200人とする。（3歳未満児を定員の4割以上とすること。）

② 開所時間は午前7時から午後7時までの現行の保育時間を維持することとし、ニーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を検討すること。

③保育所休所日は日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）とすること。

④独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。

⑤施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと。

⑥保育所運営については、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年12月9日枚方市条例第57号）及び関係法令、通知等を遵守すること。ただし、職員配置については、本要項の「4（10）職員について」によるものとする。

⑦危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じること。

#### （9）保育内容等について

①保育内容については、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を基本とし、保育課程、指導計画を作成し、実施すること。

②障害児保育を実施すること。

③渚保育所等で提供していた給食を基本とすること。さらに、食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと。

④健康診断については、内科健診及び尿検査を年2回、歯科健診を年1回実施すること。

⑤地域子育て支援事業をP12<参考資料3>枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱に基づき実施すること。

⑥新たな保育所利用開始後、概ね1年以内に福祉サービス第三者評価を受けること。また、計画的な職員研修の実施など、積極的に保育の質の向上に努めること。

⑦その他、園行事、給食（完全給食の実施）、食育、児童の健康管理等について、法人の考えを示すこと。

#### （10）職員について

①保育士の配置については、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年12月9日枚方市条例第57号）を遵守するほか、P12<参考資料3>枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱に基づき1歳児は児童5人に対し、保育士1人以上の配置基準とすること。

②保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。また、あわせて保育士の確保について法人の考えを示すこと。

③看護師を配置すること。また、「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める病児保育事業の体調不良児対応型の実施について検討すること。

④渚保育所等に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について積極的に検討すること。

⑤苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員も配置し、苦情に対して適切に対応すること。

⑥ P 1 8 <参考資料 4>大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めること。

(11) 引き継ぎ等について

① 渚保育所等において、枚方市と合同で保護者説明会を、法人決定後、速やかに開催するとともに必要に応じて随時行うこと。

② 保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各 1 年間設置し、必要に応じて懇談を行うこと。また、期間終了後も、市の求めに応じて懇談を行う場合があります。

③ 移管 1 年前から、各施設長予定者等は、随時、渚保育所等を訪問し、保育内容等の確認（年中行事の当日参加や企画段階からの参加、障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認を含む）を行うとともに、渚保育所等の保育士と引き継ぎのための保育（以下、「共同保育」という。）の実施計画作成の協議を行うこと。

④ 令和 2 年 1 0 月から令和 3 年 3 月の 6 か月間、渚保育所等において「共同保育」を実施し、法人は各クラスに保育士を配置すること。なお、共同保育期間中の延べ保育時間数の 50% 以上に相当する時間数の配置を行うこととし、事前に職員配置予定を市に報告すること。

また、「共同保育」に参加した保育士を移管後に各クラスに配置する、若しくは職員間で引継ぎ内容の共有を図るなど、令和 3 年 4 月から円滑な保育所運営ができるよう配慮すること。

なお、「共同保育」に係る費用については、枚方市が必要と認めた額の範囲内で負担するものとします。※枚方市の負担額は、枚方市非常勤職員（保育士）賃金を基に、上記要派遣時間数に係る 6 人分を 2 施設分とします。

⑤ 看護師、調理員についても、「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受けること。

⑥ 共同保育期間中にクラス担任予定者等は、枚方市の保育士とともに保護者との個人懇談を行うこと。

⑦ 移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問するときは、協力すること。

⑧ 移管後、令和 4 年 4 月の円滑な統合に向けて、行事などの際に両保育所の児童の交流の機会を設けるとともに、保育士等の職員についても交流や情報共有に努めること。

(12) その他

① 保育所名については、本要項 4 (11) ②に定める三者懇談会などで保護者の意見を聞いた上で決定すること。また、クラス名については、できるだけ現在使用している名前を残すよう配慮すること。

ただし、令和 3 年度の保育所名については、「渚（渚西）保育所」又は、「渚（渚西）保育園」のいずれかとし、クラス名についても変更しないこと。



(参考) 現在のクラス名

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
渚保育所	つくし	すみれ	れんげ	たんぽぽ	ちゅーりっぷ	ひまわり
渚西保育所	つくし	たんぽぽ	れんげ	すみれ	こすもす	ひまわり

- ②保育所内に設置されている卒園製作の記念物等については、可能な範囲で移設等を検討するとともに、やむを得ず撤去や廃棄を行う場合は事前に保護者の意見を聴いた上で、写真等による記録を行うこと。
- ③園の運営に当たっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。
- ④家庭及び地域と連携して保育が展開されるよう配慮すること。
- ⑤既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。  
ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。
- ⑥渚保育所等の保護者が、法人が運営している保育所の見学を要望した場合、可能な限り協力すること。
- ⑦自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置すること。
- ⑧保育所設置申請等の手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。
- ⑨本要項に記載する内容について、疑義又は履行困難な状況が生じるおそれがある場合には、早急に市と協議を行うこと。

## 5. 保育所運営申込書等の配布

- (1) 配布日時：令和元年11月13日（水）から12月19日（木）まで  
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）  
※土曜日、日曜日、祝日は除く。
- (2) 配布場所：枚方市役所子ども青少年部子育て事業課（市役所別館5階）  
※保育所運営申込書等は、市ホームページからダウンロードして入手できます。

## 6. 申込受付及び場所

- (1) 受付日時：令和元年12月12日（木）から12月19日（木）まで  
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）  
※土曜日、日曜日、祝日は除く。
- (2) 受付場所：枚方市役所子ども青少年部子育て事業課（市役所別館5階）
- (3) 項目8.「説明会の開催及び現地見学会」に参加していることが申し込み条件となります。
- (4) 申し込みにあたっては、保育所運営申込書等に必要事項を記入の上、直接ご持参ください（郵送等による申し込みは受け付けません）。
- (5) 提出部数：14部（正本1部、写し13部）

※上記、受付日時後の申し込みは受け付けません。

- (6) 状況により追加書類を提出していただくことがあります。
- (7) 提出された保育所運営申込書等については、お返ししません。
- (8) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。

## 7. 提出書類

別紙「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類。

## 8. 説明会の開催及び現地見学会について

本件募集に当たり、説明会等を次のとおり開催します。

◇日 時：令和元年11月24日（日）午前9時30分から

◇場 所：枚方市立渚保育所（枚方市渚元町9-17）

枚方市立渚西保育所（枚方市渚西2丁目21-1）

（説明会はそれぞれ遊戯室にて実施し、その後、見学会を実施します。）

※応募を予定している法人は必ず説明会等に参加してください。参加申し込みは令和元年11月20日（水）午後5時30分までに、1法人3人以内で参加者氏名を報告してください（期日までに申し込みがなければ、参加することはできません）。当日の集合時間、場所については、申し込みのあった法人に11月22日（金）中にご連絡します。

## 9. 募集に係る質問等について

◇本件募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」に記載し、12月3日（火）までに、ファクスまたは電子メールで、ご提出ください。

◇回答については、12月9日（月）までに、枚方市のホームページ上で随時公開します。

ファクス番号 072-841-4319

メールアドレス [kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp](mailto:kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp)

## 10. 選定及び決定等

- (1) 選定は、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（以下、「選定審査会」という。）において行い、その選定結果を踏まえて、枚方市が決定します。
- (2) 応募締切後、応募された法人名を市のホームページで公表します。
- (3) 選定は、提出された書類及び応募法人の代表者等によるプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは15分以内とし、プレゼンテーション後、ヒアリングを行います（プレゼンテーションを含め、おおむね30分程度）。また、その内容については会議録として、後日、公表します。

- (4) 選定は、選定審査会において、別に定める選定基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選定します。
- (5) 応募法人が1法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。
- (6) 選定結果については、書面で通知します。また、法人決定後、市のホームページで公表します。本件に係る応募法人からの提出書類について情報公開請求があった場合は、枚方市情報公開条例に基づき公開します。
- (7) 法人選定後、選定された法人の様式9〔提案内容概要書〕については、保護者等への説明資料として活用します。

#### 11. 問い合わせ先

枚方市子ども青少年部子育て事業課

住 所 枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL 072-841-1471 (直通)

FAX 072-841-4319

メールアドレス [kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp](mailto:kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp)

<参考資料1>

1. 渚保育所・渚西保育所民営化に伴う各施設位置図



2. 新設保育所予定地 位置図



※用地の概況は次ページのとおり。

用地概況

項目	内 容
所在地	枚方市渚西 2 丁目 2421 番 1 枚方市渚西 2 丁目 2422 番 1
敷地面積	合計 2,555 m <sup>2</sup> ※現在実施中の測量の結果、若干変動する場合があります。
用途地域	市街化調整区域（現況：田）
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域	建築基準法第 22 条の規定を遵守すること
高度地区	指定なし
賃料等	無償貸与

※ 市は、上記の土地を現状のまま法人に貸与するものとする。

## <参考資料 2 >

枚方市立保育所民営化に係る施設整備費補助金交付要綱

平成 29 年 10 月 4 日  
枚方市要綱 第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市立保育所民営化に係る施設整備費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、民間による運営に移行した保育所（以下「民営化保育所」という。）の施設及び設備の整備を促進することにより、利用定員の拡大による待機児童の解消を図り、もって児童福祉の増進に資することとする。

(補助金の交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、民営化保育所を運営する者であって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の対象となる事業は、民営化保育所の施設及び設備の整備（民間による運営への移行に伴う利用定員の拡大に係るものに限る。）とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、1の民営化保育所につき、前条の事業に係る経費のうち国庫補助額の算定対象となるものの額とする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

### <参考資料3>

枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱

令和元年5月23日  
枚方市要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する私立保育所子ども・子育て支援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金の交付の目的は、私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所のうち同法第35条第4項の規定により市町村以外の者が設置したものであって、その定員が40人以上のものをいう。以下同じ。）における保育内容及び地域における子育て支援サービスの充実に資することとする。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、私立保育所の設置者とする。

(補助対象行為)

第4条 補助金の交付の対象となる行為は、市内に所在する私立保育所の運営（地域に密着した私立保育所として求められる子育て支援サービスの実施を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに、同表の補助対象経費の欄に定める補助対象経費から当該補助種別に係る保護者の負担額その他市長が指定する収入を控除した額と同表の算定基準の欄に定める算定基準により算定した額とを比較して、いずれか少ない方の額の合計額とする。

2 補助金の額は、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに、それぞれ同表の補助要件の欄に定める補助要件を備えているものについて算定するものとする。

(条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 私立保育所の施設及び運営は、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）その他市が示す基準に適合するようにしなければならない。
- (2) 補助金は、施設ごとの経理区分の収入とし、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに同表の補助対象経費の欄に定める補助対象経費に充てるものとして経理しな

ればならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成26年度以後の年度分の補助金について適用し、平成25年度までの年度分の運営費補助金については、なお従前の例による。
- 3 枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱（平成26年枚方市要綱第15号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 4 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。
- 5 市長は、この要綱による補助金交付制度に対する国又は大阪府の補助制度の見直し又は廃止が行われたときは、その交付状況、社会状況の変化等を勘案し、この要綱による補助金の交付の必要性について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

別表（第5条、第6条関係）

補助種別	補助要件	補助対象経費	算定基準															
嘱託医手当加算	嘱託医又は嘱託歯科医を設置し、児童の健康診断を実施していること。	保育費用交付額を超えて支出する嘱託医手当、嘱託歯科医手当及び児童の健康診断の実施に要する経費	1施設当たり年額107,200円															
運営費補助	次の各号の要件のいずれかを満たしていること。 (1) 保育費用交付額を超えて事務処理に要する経費、施設管理に要する経費その他保育所の運営に要する経費を支出していること。 (2) 保育費用交付基準を超えて保育士等を雇用していること。ただし、当該保育士等に係る総雇用時間数が正規保育時間数以上でなければならない	(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 保育に直接必要と認められる保育材料等の購入費、児童の環境衛生の維持及び健康管理に要する経費、園外保育及び特別行事の実施に要する経費、事務処理に要する経費、施設管理に要する経費その他保育所の運営に要する経費（給食材料の購入費を除き、保育費用交付額を超えて支出	次の表の左欄に掲げる定員の区分に応じ、同表の中欄に定める基準額（年額）。ただし、事務処理に要する経費については、同表の右欄に定める限度額を超えることができない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>定員の区分</th> <th>基準額(年額)</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40人以上60人未満</td> <td>10,036,000円</td> <td>2,240,000円</td> </tr> <tr> <td>60人以上90人未満</td> <td>11,436,000円</td> <td>2,800,000円</td> </tr> <tr> <td>90人以上120人未満</td> <td>12,136,000円</td> <td>3,080,000円</td> </tr> <tr> <td>120人以上</td> <td>13,336,000円</td> <td>3,560,000円</td> </tr> </tbody> </table>	定員の区分	基準額(年額)	限度額	40人以上60人未満	10,036,000円	2,240,000円	60人以上90人未満	11,436,000円	2,800,000円	90人以上120人未満	12,136,000円	3,080,000円	120人以上	13,336,000円	3,560,000円
定員の区分	基準額(年額)	限度額																
40人以上60人未満	10,036,000円	2,240,000円																
60人以上90人未満	11,436,000円	2,800,000円																
90人以上120人未満	12,136,000円	3,080,000円																
120人以上	13,336,000円	3,560,000円																

備考  
1 本市配置基準を満たしていない場合又は本市配置基準を超えていない場合（本市配置基準の保育士の数と当初配置基準の当該数とが等しい場合に限る。）は、この表の中欄の基準額（年額）から2,436,000円を上限として市長が定める額を減額するものとする



	<p>い。</p> <p>(3) 保育費用交付基準を超えて看護師等その他市長が認める職員を雇用していること。ただし、病児保育事業費補助の項の補助要件の欄第1号に該当するものとして同項の補助を受けるときは、運営費補助について、それらの職員を雇用していないものとみなす。</p>	<p>するものに限る。)</p> <p>(2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 保育費用交付基準を超えて雇用している保育士等の人件費</p> <p>(3) 補助要件の欄第3号の要件を満たしている場合 保育費用交付基準を超えて雇用している看護師等その他市長が認める職員の人件費</p>	<p>る。</p> <p>2 26人以上の1歳児の保育を実施し、かつ、本市配置基準を満たしている場合（本市配置基準の保育士の数から当初配置基準の当該数を差し引いた数が2である場合に限る。）は、この表の中欄の基準額（年額）に2,436,000円を上限として市長が定める額を増額するものとする。</p> <p>3 看護師等その他市長が認める職員を雇用していない場合は、この表の中欄の基準額（年額）から2,000,000円を上限として市長が定める額を減額するものとする。</p> <p>4 補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額がこの表の中欄の基準額（年額）を超える場合は、補助対象経費の欄第1号に規定する補助対象経費につき、250,000円を限度に、地域子育て支援補助に加えて算定することがある。</p> <p>5 開所時間推進費補助の項補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額が同項算定基準の欄に定める額に満たない場合には、この表の中欄の基準額（年額）に当該満たない額を上限として市長が定める額を増額するものとする。</p>
病児保育事業費補助	<p>次の各号の要件のいずれかを満たしていること。</p> <p>(1) 病児保育事業（体調不良児対応型）を実施していること。</p> <p>(2) 病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を実施すること。ただし、1施設につき1回限りとする。</p>	<p>(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に要する経費</p> <p>(2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に要する経費</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額</p> <p>(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 1施設当たり年額4,472,000円。ただし、病児保育事業（体調不良児対応型）の実施期間が6月未満の場合は、1施設当たり年額2,236,000円とする。</p> <p>(2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 1施設当たり年額1,029,000円</p>
開所時間推進費補助	<p>次の各号の要件をいずれも満たしていること。</p> <p>(1) 通常の開所時間が11時間15分を超えていること。</p> <p>(2) 午前7時から午前9時まで又は午後5時から午後6時までの時間において勤務する保育士等を雇用していること。</p>	<p>雇用している補助要件の欄第2号の保育士等の人件費</p>	<p>1施設当たり年額1,300,000円</p>
障害児保育補助	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たしていること。</p> <p>(1) 保育士等の人件費 市長、関係機関及び保護者との協議に基づき障害児の保育を実施し、かつ、当該障害児の保育のため</p>	<p>(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 障害児の保育のために加配された保育士等の人件費</p> <p>(2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 障害児の保育に必要な設備の整備及び</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額。ただし、開所時間推進費補助の項補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額が同項算定基準の欄に定める額に満たない場合には、当該満たない額を上限として市長が定める額を増額するものとする。</p> <p>(1) 当該障害児のために保育士等を雇用している場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額 イ 特児1級児に係るもの 当該障害児</p>

	<p>の保育士等を加配していること。</p> <p>(2) 障害児の保育に係る環境改善の実施に要する経費 特児1級児又は特児2級児の保育を実施している場合において、当該障害児の保育に必要な設備の整備若しくは軽微な改修又は障害児用の大型遊具の設置、更新等の環境改善を実施すること。</p>	<p>軽微な改修並びに障害児用の大型遊具の設置、更新等に要する経費</p>	<p>1人当たり年額3,000,000円（勤務時間が就業規則上の週所定労働時間を満たさない保育士等である場合は、月額170,000円を基に算定した額）</p> <p>ロ 障害児（特児1級児及びハに規定する障害児を除く。）に係るもの 当該障害児1人当たり年額1,500,000円（当該障害児の合計数が奇数である場合は、1人分のみ、年額2,078,000円（12月分でない場合は、月額173,000円））</p> <p>ハ 特例加配の対象となる障害児に係るもの 当該障害児1人当たり年額2,078,000円（12月分でない場合は、月額173,000円）</p> <p>ニ 延長保育事業費補助の項補助対象経費の欄に規定する延長保育を実施する障害児であって、日常的に医療上の措置を要するものに係るもの 当該障害児1人当たり年額648,000円</p> <p>(2) 障害児の保育に係る環境改善を実施した場合 1施設当たり年額1,029,000円</p>										
延長保育事業費補助	<p>延長保育事業（一般型）を実施していること。</p>	<p>延長保育事業（一般型）の実施に要する経費のうち、開所時間（当該開所時間が11時間以上の場合に限る。）を超えて実施する延長保育に要する経費</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額</p> <p>(1) 基本分 1施設当たり月額115,000円</p> <p>(2) 加算分 対象児童の数から6人を控除した児童数に月額5,000円を乗じて得た額</p>										
食物アレルギー対策費補助	<p>次の各号の要件をいずれも満たしていること。</p> <p>(1) 食物アレルギー児童の保育を実施していること。</p> <p>(2) 食物アレルギー児童のために加配調理員を雇用していること。</p>	<p>保育費用交付基準を超えて雇用する加配調理員の人件費</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額</p> <p>(1) 基本分 1施設当たり月額95,000円</p> <p>(2) 加算分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額</p> <p>イ 牛乳、卵、大豆製品、小麦及びそばのうち3品目以上にアレルギー症状を呈する食物アレルギー児童の保育を実施している場合又は食物アレルギーによりアナフィラキシー等の症状を呈すると認められる児童の保育を実施している場合 1施設当たり次の表の左欄に掲げる当該児童の数の区分に応じ、同表右欄に定める額</p> <table border="1" data-bbox="1061 1579 1508 1870"> <thead> <tr> <th>当該児童の数の区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人以下</td> <td>47,500円</td> </tr> <tr> <td>6人以上10人以下</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>11人以上15人以下</td> <td>142,500円</td> </tr> <tr> <td>16人以上</td> <td>190,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 食物アレルギー児童を保育している小規模保育事業所の連携施設として調理業務を実施し、当該小規模保育事業所に食事を搬入している場合 1施設当たり月額47,500円</p>	当該児童の数の区分	月額	5人以下	47,500円	6人以上10人以下	95,000円	11人以上15人以下	142,500円	16人以上	190,000円
当該児童の数の区分	月額												
5人以下	47,500円												
6人以上10人以下	95,000円												
11人以上15人以下	142,500円												
16人以上	190,000円												

夜間保育事業費補助	夜間保育推進事業を実施していること。	夜間保育推進事業の実施に要する経費	1施設当たり年額1,500,000円。ただし、夜間保育推進事業の実施期間が6月未満の場合は、1施設当たり年額750,000円とする。
保育体制強化事業費補助	保育体制強化事業を実施していること。	保育体制強化事業の実施に要する経費	1施設当たり月額90,000円
保育補助者雇上強化事業費補助	保育補助者雇上強化事業を実施していること。	保育補助者雇上強化事業の実施に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 定員が121人未満の場合 1施設当たり年額2,215,000円 (2) 定員が121人以上の場合 1施設当たり年額4,430,000円
保育士雇用による入所枠拡大事業費補助	次の各号の要件のいずれかを満たしていること。 (1) 加配保育士を雇用し、年度の途中において0歳児から2歳児までの児童の受入れ人数を拡大していること。 (2) 保育所等の創設のために保育士の増加を必要とすること。	(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 加配保育士の人件費 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 保育士（保育所等の創設に備えて雇用するものに限る。）の人件費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 加配保育士1人当たり月額300,000円。ただし、年度の途中において0歳児から2歳児までの児童を受け入れた場合、市長が定める額を減額するものとする。 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 保育士1人当たり月額300,000円。ただし、補助対象期間は6月を上限とし、雇用する人数は次に掲げる創設する保育所等の区分に応じ、それぞれ次に定める人数を上限とする。 イ 私立保育所 7人 ロ 小規模保育事業所 2人
保育士宿舍借り上げ支援事業費補助	保育士宿舍借り上げ支援事業を実施していること。	保育士宿舍借り上げ支援事業の実施に要する経費	1人当たり月額61,500円
地域子育て支援補助	第1号及び第5号の事業を実施し、第1号、第4号及び第5号の事業を実施し、又は第2号から第4号までの事業のうち2以上のもの並びに第1号及び第5号の事業を実施していること。 (1) 私立保育所内外で定期的に実施する子育てに係る相談及び指導等を行う事業 (2) 枚方版ブックスタート事業 (3) 地域の気になる子ども及びその家庭を支援する事業 (4) 絵本とのふれあい事業 (5) 前各号に掲げるもののほか、地域	補助要件の欄第1号から第5号までの事業に要する経費。ただし、同欄第1号から第5号まで（第4号を除く。）の事業に従事する保育士等の雇用に係る経費以外の経費の同欄第1号から第5号まで（第4号を除く。）の事業に要する経費に占める割合は、4分の1以内とする。	(1) 補助要件の欄第1号から第5号までの事業の全てを実施する場合 1施設当たり年額1,850,000円 (2) 補助要件の欄第1号、第2号、第3号及び第5号又は第1号、第2号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合（前号に該当する場合を除く。） 1施設当たり年額1,480,000円 (3) 補助要件の欄第1号、第3号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合（前2号に該当する場合を除く。） 1施設当たり年額1,110,000円 (4) 補助要件の欄第1号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合（前3号に該当する場合を除く。） 1施設当たり年額740,000円 (5) 補助要件の欄第1号及び第5号の事業をいずれも実施する場合（前各号に該当する場合を除く。） 1施設当たり年額370,000円

	の子育て家庭を対象とした子育て支援事業		
--	---------------------	--	--

備考

- 1 嘱託医手当加算の項及び運営費補助の項における「保育費用交付額」とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）及び国の通知に準じて市長が定める額をいう。
- 2 運営費補助の項及び食物アレルギー対策費補助の項並びに備考22における「保育費用交付基準」とは、告示及び国の通知に定められた基準をいう。
- 3 運営費補助の項、開所時間推進費補助の項、障害児保育補助の項及び地域子育て支援補助の項並びに備考12の規定における「保育士等」とは、実際に保育に従事する者をいう。
- 4 運営費補助の項及び備考6の規定における「総雇用時間数」及び「正規保育時間数」とは、それぞれ市長の定める時間数をいう。
- 5 運営費補助の項における「看護師等」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第12条第5項（同法第14条第3項において準用する場合を含む。）に規定する保健師免許証、看護師免許証又は准看護師免許証の交付を受けた者をいう。
- 6 運営費補助の項における「本市配置基準」とは、1歳児を担当する保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいい、総雇用時間数が正規保育時間数以上である場合の当該保育士に限る。以下同じ。）の数が、1歳児の数を5で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）であることをいう。
- 7 運営費補助の項における「当初配置基準」とは、1歳児を担当する保育士の数が、1歳児の数を6で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）であることをいう。
- 8 運営費補助の項並びに備考6及び備考7の規定における「1歳児」とは、当該年度の前年度の末日の年齢が1歳である者をいう。
- 9 病児保育事業費補助の項における「病児保育事業（体調不良児対応型）」とは、国の通知に定められた病児保育事業（体調不良児対応型）の対象となる事業をいう。
- 10 障害児保育補助の項における「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する者をいう。
- 11 障害児保育補助の項における「特児1級児」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第5項に規定する1級に認定されている障害児を、「特児2級児」とは、同項に規定する2級に認定されている障害児をいう。
- 12 障害児保育補助の項における「特例加配」とは、その保護者が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条第10号に掲げる事由に該当する障害児以外の障害児であって、当該事由に該当する障害児と同様の配慮を要するものの保育のための保育士等の加配をいう。
- 13 延長保育事業費補助の項における「延長保育事業（一般型）」とは、国の通知に定められた延長保育事業の一般型の対象となる事業をいう。
- 14 延長保育事業費補助の項における「対象児童」とは、延長保育事業（一般型）の対象となる児童として市長が認定した者をいう。
- 15 食物アレルギー対策費補助の項及び備考16の規定における「食物アレルギー児童」とは、市長が定める食品に起因する食物アレルギーの症状を呈する児童で、医師が作成する食物アレルギーの診断書又は指示書を市長に提出し、市長の認定を受けた者をいう。
- 16 食物アレルギー対策費補助の項における「加配調理員」とは、食物アレルギー児童のために食事制限又は代替給食を実施するために加配した調理員をいう。ただし、調理師免許の有無を問わない。
- 17 食物アレルギー対策費補助の項及び保育士雇用による入所枠拡大事業費補助の項における「小規模保育事業所」とは、枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）第29条に規定する小規模保育事業所A型及び同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業所B型をいう。
- 18 食物アレルギー対策費補助の項における「連携施設」とは、枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条に規定する連携施設をいう。
- 19 夜間保育事業費補助の項における「夜間保育推進事業」とは、国の通知に定められた夜間保育推進事業の対象となる事業をいう。
- 20 保育体制強化事業費補助の項における「保育体制強化事業」とは、国の通知に定められた保育体制強化事業の対象となる事業をいう。
- 21 保育補助者雇上強化事業費補助の項における「保育補助者雇上強化事業」とは、国の通知に定められた保育補助者雇上強化事業の対象となる事業をいう。
- 22 保育士雇用による入所枠拡大事業費補助の項における「加配保育士」とは、保育費用交付基準を超えて雇用する保育士を、「保育所等の創設」とは、本市に私立保育所又は小規模保育事業所を新たに開設することをいう。
- 23 保育士宿舍借り上げ支援事業費補助の項における「保育士宿舍借り上げ支援事業」とは、国の通知に定められた保育士宿舍借り上げ支援事業の対象となる事業をいう。

- 24 地域子育て支援補助の項における「私立保育所内外」とは、私立保育所及び私立保育所近隣の地域をいう。
- 25 地域子育て支援補助の項における「枚方版ブックスタート事業」とは、児童の1歳の誕生日に、当該児童とその保護者に対し、読み聞かせ及び絵本の無料配付を行う事業をいう。
- 26 地域子育て支援補助の項における「地域の気になる子ども」とは、枚方市支給認定及び保育所等の利用調整に関する規則（平成27年枚方市規則第42号）第2条各号に掲げる者（これらに準ずる状況にあると市長が認める者を含み、同規則第1条の支給認定を受けている者を除く。）、被虐待児等をいう。
- 27 地域子育て支援補助の項における「絵本とのふれあい事業」とは、就学前の児童及びその保護者を対象に絵本の読み聞かせ及び貸出しを行う事業をいう。

## <参考資料4>

### 大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

#### 1. 目的

日本国憲法には、基本的人権の一つとして、「職業選択の自由」が規定されており、こうした権利が保障されるためにはすべての人々に対して、「基本的人権が尊重された公正な採用選考」が行われ、就職の機会均等が保証されることが必要である。

とりわけ、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめ女性、障害者、在日韓国・朝鮮人、母子・父子家庭等の方々などの就職の機会均等を保証するためには、企業自らが、同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解・認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施することが必要である。

このため、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより、適正な採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する同和問題をはじめとする人権問題研修計画の樹立、研修の実施等を推進することを目的とする。

#### 2. 推進員選任対象事業所

- (1) 常時使用する従業員の数が25人以上の事業所。

ただし、工場、支店、営業所等については、人事権（採用権）を有する事業所。

- (2) (1)のほか、大阪府知事が、選任することが適当であると認める事業所。

#### 3. 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考、その他、人事管理に関する事項について相当の権限を有する者から一事業所につき一名を選任する。

なお、事業所の規模等から必要なときは、推進員の補助者を選任し、本制度の実行を期すものとする。

#### 4. 推進員の役割

推進員及び補助者は、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめすべての人々の就職の機会均等を保障するという視点に立って、各種研修会等に積極的に参加するなど自己啓発に努め、次の事項について中心的役割を果たすものとする。

- (1) 適正な採用選考システム、人事管理体制等の確立を図ること。
- (2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関すること。
- (3) 関係行政機関との連絡に関すること。

#### 5. 報 告

- (1) 推進員及び補助者を選任した場合は、別紙様式 1 により事業所管轄公共職業安定所を通じて大阪府知事あて報告するものとする。  
なお、人事異動等により変更のあった場合も同様とする。
- (2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため研修を実施するときは、「企業内人権啓発研修実施計画書」(別紙様式 2)を研修実施の 1 ヶ月前までに報告するとともに、研修実施後、速やかに「企業内人権啓発研修実施報告書」(別紙様式 3)により大阪府知事あて報告するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 7 日より施行する。

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日一部改正施行する。

## 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて

## I 提出書類等

様式	1. 保育所運営申込書	様式 1	}	※ 1
〃	2. 応募に至る動機・目的	様式 2		
〃	3. 経営方針・保育所運営方針	様式 3		
〃	4. 保育所事業計画書	様式 4		
〃	5. 保育所整備計画書	様式 5		
〃	6. 資金計画書	様式 6		
〃	7. 法人理事長及び施設長予定者の履歴書	様式 7		
〃	8. 財産目録（使用しない場合は原本証明が必要）	様式 8		
〃	9. 提案内容概要書	様式 9		
添付	10. 貸借対照表（本部会計）※ 3	（原本写し）	}	※ 4
〃	11. 貸借対照表（施設会計）※ 3	〃		
〃	12. 決算書一式（本部会計）※ 3	〃		
〃	13. 決算書一式（施設会計）※ 3	〃		
	※監事の監査結果報告書を含む	〃		
〃	14. 予算書一式（本部会計）※ 3	〃		
〃	15. 予算書一式（施設会計）※ 3	〃		
〃	16. 法人調書（現況報告書）（直近の年度に提出したもの）	〃		
〃	17. 保育所調書（直近の年度に提出したもの）	〃		
〃	18. 令和元年度以前の直近で行われた枚方市福祉指導監査課等の現地監査の結果及びそれに対する回答文書写し	〃		
〃	19. 法人定款	〃		
〃	20. 現在運営している保育所の保育目標、保育内容のわかるもの（パンフレット等でも可）	〃		
〃	21. 園で整備している危機管理体制及び安全対策に関するマニュアル等	〃		

※ 1 様式 1 から 9 について、電子媒体が必要な場合は、市のホームページからダウンロードしてください。

※ 2 様式に関する添付書類は、審査の対象外となります。

※ 3 貸借対照表及び決算書は平成 28 年度から 30 年度分を、予算書は平成 29 年度から 31 年度分までの写しを提出してください。

※ 4 写しについては、原本証明をしてください。

その他必要と認めた書類等について、追加で提出を求めることがあります。

※ 5 資料は、上記の提出資料を正本 1 部、写し 13 部ともに、それぞれフラットファイル（A4）に綴じてください。

※ 6 ファイルに綴じた様式 1～9 と添付 10～21 の資料に、それぞれの番号のインデックス（様式 1、添付 10 等、青枠）をつけて、どの書類がどこにあるかをわかるようにしてください。複数ページに渡る資料は、最初のページにインデックスをつけてください。

また、各様式に記入している要求事項番号のインデックス（赤）を、各様式及び添付資料につけてください。

様式1 青枠インデックス

（北牧野保育所）  
 法人事業番号 1

保育所運営申込書

年月日

牧方市長 竹内 裕 様

法人名  
 所在地  
 代表者 印  
 電話番号

牧方市立保育所（北牧野保育所）民営化に係る運営法人募集要項（平成27年4月1日移管分）に基づき申し込みます。

法人設立年月日 年 月 日

保育所名	開設年月日	住所
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

運営保育所

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

育 所 事 業 計 画 書

集要項4 (3) 関連) 要番 1, 5

集要項4 (8) ①関連) 要番 7, 8

9歳	1歳	2歳	3歳	4歳
9	10	12	15	20
				24

4 (8) ②関連) 要番 9, 10

赤枠インデックス

項4 (8) ③関連) 要番 11

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32

様式4

1 5 7 8 9 10 11 12 13 17

(法人名)

貸借対照表  
 (本部会計)

添付 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22

青枠インデックス

OE IN JAPAN



## II プレゼンテーションについて

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会が選考にあたって、プレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーションの出席者は、4名以内とします。また、施設長予定者は必ず出席してください。

プレゼンテーション用資料は、3日前（土日祝を除く）までに14部提出してください。また、パワーポイントを使用する場合は事前に子育て事業課までご連絡ください。

なお、プレゼンテーションの日時については、後日、連絡します。

また、プレゼンテーションにあたり、提出書類の内容等について事前に質問をお送りする場合があります。その場合は、指定の期日までに文書にて回答をお願いします。

## III 選考基準について

選考基準については、選考後に市のホームページにて掲載します。

### 【提出期間及び提出場所】

提出期間：令和元年12月12日（木）から12月19日（木）

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）

提出場所：子ども青少年部子育て事業課（市役所別館5階）

提出部数：14部（正本1部、写し13部）

※申込書は子育て事業課まで直接ご持参ください。郵送受付はできません。

※申込書提出後、応募を辞退される場合は、必ず辞退届（様式不問）を提出してください。

問い合わせ先：子ども青少年部子育て事業課

TEL 072-841-1471（直通）

FAX 072-841-4319

E-mail [kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp](mailto:kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp)

様式 1

保 育 所 運 営 申 込 書

年 月 日

枚方市長 伏見 隆 様

法 人 名

所 在 地

代 表 者

印

電 話 番 号

枚方市立保育所（渚保育所・渚西保育所）民営化に係る運営法人募集要項（令和3年4月1日移管分）に基づき申し込みます。

法人設立年月日	年 月 日
---------	-------

運営施設	施設名	開設年月日	所在地
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

様式2

応 募 に 至 る 動 機 ・ 目 的

応募に至る動機・目的について具体的に記入してください。

(法人名 )

様式3

経営方針・保育所運営方針

1 経営方針について具体的に記入してください。

2 保育所運営方針について具体的に記入してください

(法人名 )

## 保 育 所 事 業 計 画 書

1 保育所運営について								
(1) 保育理念について (募集要項 4 (3) 関連)								要番 5
(2) 保育所定員について (募集要項 4 (8) ①関連)								要番 7、8
		定 員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
現 行	渚	90	9	10	12	15	20	24
	渚西	90	9	10	12	15	20	24
令和 3 年 4 月 1 日	渚	90						
	渚西	90						
令和 4 年 4 月 1 日	統合	200						
定員設定の考え方								
(3) 開所時間について (募集要項 4 (8) ②関連)								要番 9、10
(4) 保育所休所日について (募集要項 4 (8) ③関連)								要番 10

(法人名 )

(5) 保険制度への加入について (募集要項 4 (8) ④関連)	要番 11
(Blank space for response to item 5)	
(6) 危機管理体制及び安全対策について (募集要項 4 (8) ⑦関連)	要番 12
(Blank space for response to item 6)	
(7) 直近の監査での指摘事項と、その後の改善措置について (募集要項 4 (3) 関係)	要番 13
(Blank space for response to item 7)	
2 保育内容等について	
(1) 保育内容について (募集要項 4 (9) ①関連)	要番 14、15
(Blank space for response to item 1)	
(2) 障害児保育について (募集要項 4 (9) ②関連)	要番 16、17
(Blank space for response to item 2)	

(法人名 )

(3) 食事提供、食物アレルギーについて (募集要項 4 (9) ③関連)	要番 18
(4) 健康診断について (募集要項 4 (9) ④関連)	要番 19
(5) 地域子育て支援等事業の実施について (募集要項 4 (9) ⑤関連)	要番 20
(6) 民営化後の第三者評価について (募集要項 4 (9) ⑥関連)	要番 21
(7) 保育の質の向上について (募集要項 4 (9) ⑥関連)	要番 22

(法人名 )

(8) その他提案事項 (園行事への取り組み、給食について、児童の健康管理について等) (募集要項 4 (9) ⑦関連)	要番 23
3 職員について	
(1) 保育士配置について (募集要項 4 (10) ①関連)	要番 26
(2) 保育士の採用及び構成について (年齢及び経験)、保育士確保の見込み 及び確保策について (募集要項 4 (10) ②④関連)	要番 27、28
(3) 看護師の配置について (募集要項 4 (10) ③関連)	要番 29
(4) 体調不良児対応型について (募集要項 4 (10) ③関連)	要番 30

(法人名 )



(5) 公正採用選考人権啓発推進員について (募集要項 4 (10) ⑥関連)	要番 31
(Blank space for content)	
4 引継ぎ等について	
(1) 保護者説明会の開催について (募集要項 4 (11) ①関連)	要番 33
(Blank space for content)	
(2) 三者懇談会について (募集要項 4 (11) ②関連)	要番 33
(Blank space for content)	
(3) 移管前の引継ぎについて (募集要項 4 (11) ③⑤⑥関連)	要番 34、36
(Blank space for content)	
(4) 共同保育に係る保育士配置及び確保策について (募集要項 4 (11) ④関連)	要番 35
(Blank space for content)	

(法人名 )

(5) 移管後の市への協力体制について (募集要項 4 (11) ⑦関連)	要番 37
(6) 統合に向けた交流等について (募集要項 4 (11) ⑧関係)	要番 38
5. その他	
(1) 保育所名及びクラス名について (募集要項 4 (12) ①関連)	要番 39
(2) 卒園制作等の取り扱いについて (募集要項 4 (12) ②関係)	要番 40
(3) 苦情対応について (募集要項 4 (10) ⑤、4 (12) ③関連)	要番 41

(法人名 )

(4) 保護者及び地域への対応について (募集要項 3 (10)、4 (12) ③④関連)	要番 42
(5) 保護者負担について (募集要項 4 (12) ⑤関連)	要番 43
(6) 保育所見学への協力について (募集要項 4 (12) ⑥関連)	要番 44
(7) 路上駐車対策について (募集要項 3 (4) ②関連)	要番 48
(8) 自動車での送迎に対する安全対策 (警備員の配置) について (募集要項 4 (12) ⑦関連)	要番 49

(法人名 )

様式 5

要求事項番号

45、46、47

## 保育所整備計画書

1 新たな保育所に関する基本的な整備計画・施設の配置計画と整備内容について具体的に記入してください。(募集要項 3 (4) ①②、3 (6) 関連)

2 統合にあたっての保育室や屋外遊戯場の面積確保や、良好な保育環境の確保についての考え方を具体的に記入してください。(募集要項 3 (4) ①②、3 (9)、3 (11) 関連)

(法人名 )

様式 6

要求事項番号

3、4

## 資 金 計 画 書

保育所整備に係る資金計画及び4月の運転資金の調達方法など保育所運営に係る資金計画について具体的に記入してください。

(法人名 )

# 履 歴 書

様式7 (理事長)

氏 名 (ふりがな )	男・女	生 年 月 日 年 月 日
現住所 〒 -	電 話	
連絡先 〒 -	電 話	

学 歴 ・ 職 歴	年 月 ~ 年 月	
社 会 活 動 歴	年 月 ~ 年 月	
賞 罰 等	年 月	

履 歴 書

様式7 (施設長予定者 (渚保育所))

氏 名 (ふりがな )	男・女	生 年 月 日  年 月 日
現住所 〒 -	電 話	
連絡先 〒 -	電 話	

学 歴 ・ 職 歴	年 月 ~ 年 月	
社 会 活 動 歴	年 月 ~ 年 月	
賞 罰 等	年 月	

履 歴 書

様式7 (施設長予定者 (渚西保育所) )

氏 名 (ふりがな )	男・女	生 年 月 日 年 月 日
現住所 〒 -	電 話	
連絡先 〒 -	電 話	

学 歴 ・ 職 歴	年 月 ~ 年 月	
社 会 活 動 歴	年 月 ~ 年 月	
賞 罰 等	年 月	



様式8

## 財 産 目 録

(平成31年3月末現在)

I 資産の部		円
内 訳	1. 基本財産	円
	(1) 土地 (所在地)	円
	(地目) m <sup>2</sup>	
	(2) 建物	円
	(3) 現金・預金	円
	(4) 有価証券	円
	2. 運用財産	円
	(1) 現金	円
	(2) 預金	円
II 負債の部		円
III 差引正味財産		円

法人名  
代表者

印

※ この様式によらない場合は、原本証明をしてください。ただし、平成31年3月末日以降のものに限る。

## 様式9 〔提案内容概要書〕

法人名 [ ]

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
1 運営方針・保育所運営方針 (4. (1)、(2))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立目的・経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか</li> <li>・保育所又は幼保連携型認定こども園の運営実績が10年以上あるか</li> </ul>		様式1 様式3-1
2 民営化方針 (4. (5))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募の動機や目的が市の民営化方針を踏まえ示されているか</li> </ul>		様式2
3 経営状態 (4. (2))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年間の経営状態が安定しているか</li> </ul>		様式6 様式8 提出書類10~15
4 保育所整備資金・運転資金 (4. (2))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所整備資金が確保できているか</li> </ul>		様式6 様式8 提出書類10~15
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所運営のための運転資金が確保できているか</li> </ul>		

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
5 保育理念 (4.(3))	・保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっているか		様式4-1(1)
6 保育所運営 (4.(4)、(5))	・保育所運営方針が、保育所設置目的を踏まえ、適切なものとなっているか		様式3-2
7 定員 (4.(8)①)	・移管当初の定員が各90人となっているか。ただし、令和4年4月1日までに、両保育所を統合し定員が200人となっているか。		様式4-1(2)
8 0, 1, 2歳の定員 (4.(8)①)	・0, 1, 2歳で定員の4割を超えるとともに、地域の待機児童等の動向を踏まえた設定となっているか		様式4-1(2)
9 開所時間 (4.(8)②、③)	・開所時間は7時から19時となっているか ・保育所休所日は日・祝・年末年始のみとされているか。		様式4-1(3) 様式4-1(4)

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
10 延長保育 (4.(8)②)	・ニーズがあれば、19時を超える延長保育が提案されているか		様式4-1(3)
11 保険制度への加入 (4.(8)④)	・(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入を予定しているか		様式4-1(5)
12 危機管理体制及び安全対策 (4.(8)⑦)	・災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、不法侵入者対策や各種マニュアルが整備されているか		様式4-1(6) 園資料
13 大阪府の監査結果 (4.(3))	・枚方市等の監査結果を受け、その後の改善措置が講じられているか		様式4-1(7) 提出書類18
14 保育内容(保育課程等) (4.(9)①)	・保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされているか		様式4-2(1)

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
15 保育内容 (創意工夫) (4.(9)①)	・子どもの状況や発達過程を踏まえ、創意工夫を行っているか		様式4-2(1)
16 障害児保育 (4.(9)②)	・障害児保育に取り組んでいるか、又は取り組むこととしているか		様式4-2(2)
17 障害児保育 (人材配置や研修) (4.(9)②)	・障害児保育に係る人材配置や研修及び適切な環境整備が提案されているか		様式4-2(2)
18 食物アレルギー対応 (4.(9)③)	・公立保育所で提供していた給食を基本としているか ・アレルギー対応について除去食や代替食等配慮されているか		様式4-2(3)
19 健康診断 (4.(9)④)	・内科健診、尿検査が年2回以上、歯科健診が年1回以上予定されているか		様式4-2(4)

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
20 地域子育て支援事業の実施 (4.(9)⑤)	・地域子育て支援事業等が予定されているか		様式4-2(5)
21 民営化後の第三者評価 (4.(9)⑥)	・福祉サービス第三者評価を受ける予定となっているか		様式4-2(6)
22 保育の質の向上 (4.(9)⑥)	・職員の研修について積極的に取り組んでいるか ・保育の質の向上につながる取り組みが提案されているか		様式4-2(7)
23 その他提案事項 (4.(9)⑦)	・上記の事業の他、園行事、給食、食育、児童の健康管理等について、独自の企画提案がなされているか		様式4-2(8)
24 理事長 (4.(6))	・理事長は、社会福祉事業の熱意と識見を持っているか		様式7履歴書 プレゼンテーション

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
25 施設長予定者 (4.(7))	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設長予定者は、児童福祉事業に熱意を持ち、児童福祉の理論と実践について知識と経験を有するか</li> </ul>		様式7履歴書 プレゼンテーション
26 保育士配置 (4.(10)①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士配置基準は市条例等を遵守し、1歳児については5:1としているか</li> </ul>		様式4-3(1)
27 保育士の採用及び構成 (4.(10)②、④)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士の年齢及び経験年数に配慮した構成となっているか</li> <li>走谷保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用を予定しているか</li> </ul>		様式4-3(2)
28 保育士確保 (4.(10)②)	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨今の保育士不足を踏まえ、保育士確保について具体案が示されているか</li> </ul>		様式4-3(2)
29 看護師の配置 (4.(10)③)	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師の配置を予定しているか</li> </ul>		様式4-3(3)

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
30 体調不良児対応型 (4.(10)③)	・病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施を予定しているか		様式4-3(4)
31 公正採用選考人権啓発推進員 (4.(10)⑥)	・公正採用選考人権啓発推進員の設置予定はあるか		様式4-3(5)
32 引継ぎについての理解 (4.(4))	・公立保育所の保育を引継ぐことについて理解し、誠実に取り組もうとしているか		プレゼンテーション
33 保護者説明会等の開催 (4.(11)①、②)	・必要に応じて保護者説明会を開催することとしているか ・三者懇談会を設置することとしているか		様式4-4(1) 様式4-4(2)
34 移管前の引継ぎ (年中行事等の参加) (4.(11)③、⑤)	・1年前より年中行事等の参加(障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認など含む)を予定しているか		様式4-4(3)

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。



要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
35 共同保育期間中の職員体制 (4.(11)④)	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同保育期間中、延べ保育時間数の50%以上の職員配置を予定しているか。</li> <li>共同保育期間中の職員確保について具体案が示されているか</li> </ul>		様式4-4(4)
36 個人懇談会の実施 (4.(11)⑥)	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同保育期間中に個人懇談会が予定されているか</li> </ul>		様式4-4(3)
37 移管後の市への協力体制 (4.(11)⑦)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営移管後、市職員による民営化後の保育の確認に協力的であるか</li> </ul>		様式4-4(5)
38 統合に向けた交流等 (4.(11)⑧)	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合に向けて、両保育所の児童の交流について提案されているか</li> <li>職員間の交流や情報共有について提案されているか</li> </ul>		様式4-4(6)
39 保育所名及びクラス名 (4.(12)①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所名について、保護者の意見を聞くこととしているか</li> <li>クラス名について、現在の名称を残すことに配慮がされているか</li> </ul>		様式4-5(1)

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
40 卒園制作の記念物等 (4. (12) ②)	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒園制作の記念物等について、移設等の検討がされているか</li> </ul>		様式4-5 (2)
41 苦情対応 (4. (10) ⑤) (4. (12) ③)	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置しているか</li> <li>苦情解決に係る第三者委員会の設置を予定しているか</li> </ul>		様式4-5 (3)
42 保護者及び地域への対応 (3. (10)) (4. (12) ③、④)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者及び地域への対応について誠意が感じられるか</li> <li>保護者や地域と連携した保育が展開されるよう配慮されているか</li> </ul>		様式4-5 (4)
43 保護者負担 (4. (12) ⑤)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行より負担が増えることはないか</li> </ul>		様式4-5 (5)
44 保育所見学への協力 (4. (12) ⑥)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の保育所見学に対し、協力的であるか</li> </ul>		様式4-5 (6)

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
45 新たな保育所の整備計画 (3.(4)①②) (3.(6))	・新たな保育所の整備が、市条例等の関係法令を順守した整備計画となっているか		様式5-1
46 統合を踏まえた提案 (3.(11))	・統合を踏まえ、保育室や屋外遊戯場の確保策について提案がされているか		様式5-2
47 施設整備・安全確保の提案 (3.(4)①、②) (3.(9))	・良好な保育環境の確保について、子どもの視点に立った施設整備、安全確保が提案されているか		様式5-1、2
48 路上駐車対策 (3.(4)②)	・路上駐車対策として、定員増などにより自動車利用者が増加し、園の駐車場で対応できない場合は、近隣の駐車場の借り上げなどが提案されているか		様式4-5(7)
49 警備員の配置 (4.(12)⑦)	・自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員を配置することが予定されているか		様式4-5(8)

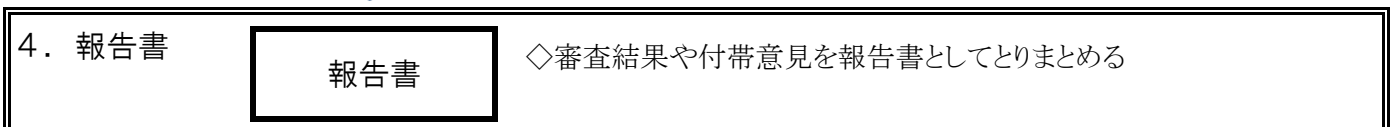
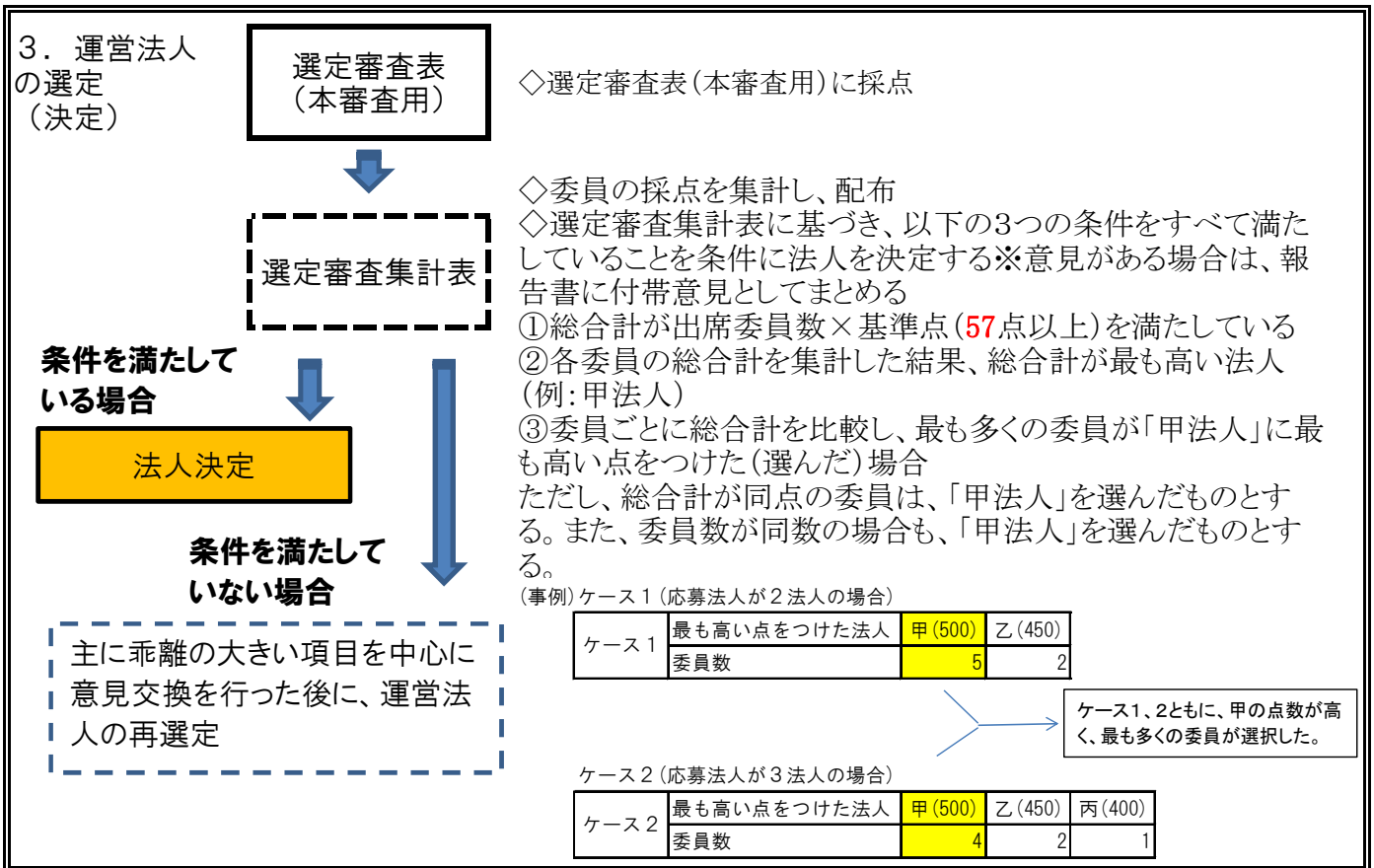
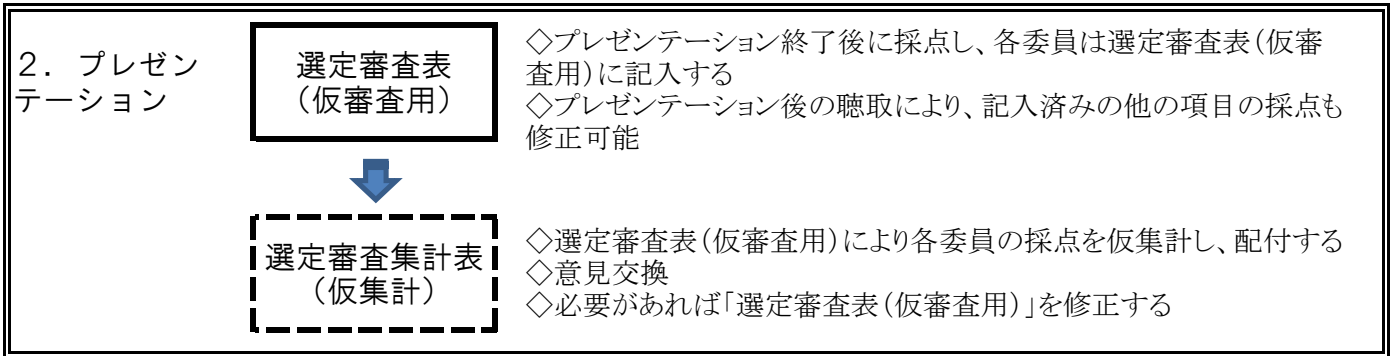
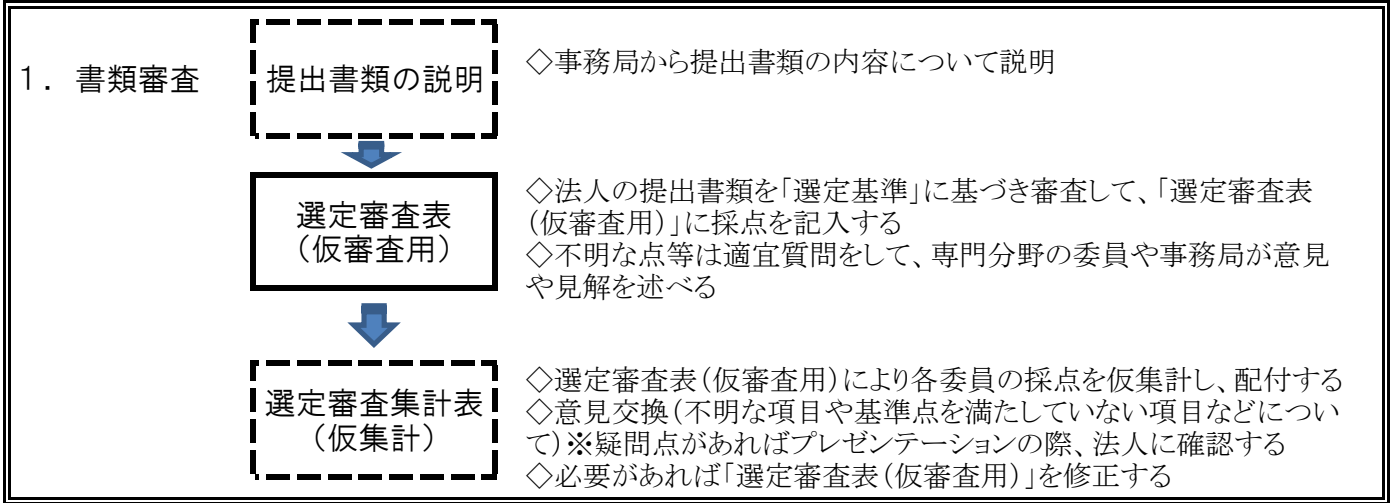
※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

## 枚方市立保育所(渚保育所・渚西保育所)民営化に係る運営法人選定審査会 選定基準(案)

番号	募集要項	確認書類等	事項区分	確認する内容	配点		
<b>1. 応募法人の経営等に関する事項</b>					<b>10点</b>		
1	4. (1) 4. (2)	様式1 様式3-1	確認	・設立目的・経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか ・保育所又は幼保連携型認定こども園の運営実績が10年以上あるか	2	1	0
2	4. (5)	様式2	確認	・応募の動機や目的が市の民営化方針を踏まえ示されているか	2	1	0
3	4. (2)	様式6, 8 提出書類10~15	確認	・過去3年間の経営状態が安定しているか	2	1	0
4	4. (2)	様式6, 8 提出書類10~15	確認	・保育所整備資金が確保できているか ・保育所運営のための運転資金が確保できているか	2 (×2)	1 (×2)	0 (×2)
<b>2. 保育所運営に関する事項</b>					<b>16点</b>		
5	4. (3)	様式4-1(1)	確認	・保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっているか	2	1	0
6	4. (4) 4. (5)	様式3-2	確認	・保育所運営方針が、保育所設置目的を踏まえ、適切なものとなっているか	2	1	0
7	4. (8)①	様式4-1(2)	確認	・移管当初の定員が各90人となっているか。ただし、令和4年4月1日までに、両保育所を統合し定員が200人となっているか	—	1	—
8	4. (8)①	様式4-1(2)	提案	・0、1、2歳で定員の4割を超えるとともに、地域の待機児童等の動向を踏まえた設定となっているか	2	1	0
9	4. (8)②③	様式4-1(3) 様式4-1(4)	確認	・開所時間は7時から19時となっているか ・保育所休所日は日・祝・年末年始のみとされているか	—	1	—
10	4. (8)②	様式4-1(3)	提案	・ニーズがあれば、19時を超える延長保育が提案されているか	2	1	0
11	4. (8)④	様式4-1(5)	確認	・(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入を予定しているか	2	1	0
12	4. (8)⑦	様式4-1(6) 園資料	確認	・災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、不法侵入者対策や各種マニュアルが整備されているか	2	1	0
13	4. (3)	様式4-1(7) 提出書類18	確認	・枚方市等の監査結果を受け、その後の改善措置が講じられているか	2	1	0
<b>3. 保育内容等に関する事項</b>					<b>18点</b>		
14	4. (9)①	様式4-2(1)	確認	・保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされているか	2	1	0
15	4. (9)①	様式4-2(1)	提案	・子どもの状況や発達過程を踏まえ、創意工夫を行っているか	2	1	0
16	4. (9)②	様式4-2(2)	確認	・障害児保育に取り組んでいるか、又は取り組むこととしているか	—	1	—
17	4. (9)②	様式4-2(2)	提案	・障害児保育に係る人材配置や研修及び適切な環境整備が提案されているか	2	1	0
18	4. (9)③	様式4-2(3)	確認	・公立保育所で提供していた給食を基本としているか ・アレルギー対応について除去食や代替食等配慮されているか	2	1	0
19	4. (9)④	様式4-2(4)	確認	・内科健診、尿検査が年2回以上、歯科健診が年1回以上予定されているか	2	1	0
20	4. (9)⑤	様式4-2(5)	確認	・地域子育て支援事業等が予定されているか	2	1	0
21	4. (9)⑥	様式4-2(6)	確認	・福祉サービス第三者評価を受ける予定となっているか	—	1	—
22	4. (9)⑥	様式4-2(7)	提案	・職員の研修について積極的に取り組んでいるか ・保育の質の向上につながる取り組みが提案されているか	2	1	0
23	4. (9)⑦	様式4-2(8)	提案	・上記の事業の他、園行事、給食、食育、児童の健康管理等について、独自の企画提案がなされているか	2	1	0
<b>4. 職員体制に関する事項</b>					<b>16点</b>		
24	4. (6)	様式7履歴書 プレゼンテーション	確認	・理事長は、社会福祉事業に熱意と識見を持っているか	2	1	0
25	4. (7)	様式7履歴書 プレゼンテーション	確認	・各施設長予定者は、児童福祉事業に熱意を持ち、児童福祉の理論と実践について知識と経験を有するか	2	1	0
26	4. (10)①	様式4-3(1)	確認	・保育士配置基準は市条例等を遵守し、1歳児については5:1としているか	—	1	—
27	4. (10)②④	様式4-3(2)	確認	・保育士の年齢及び経験年数に配慮した構成となっているか ・渚保育所・渚西保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用を予定しているか(※積極的か)	2	1	0

↑ この番号は、提出書類各様式の要求事項番号(要番)と一致しています。

番号	募集要項	確認書類等	事項区分	確認する内容	配点		
28	4. (10)②	様式4-3(2)	提案	・昨今の保育士不足を踏まえ、保育士確保について具体案が示されているか	2 (×2)	1 (×2)	0 (×2)
29	4. (10)③	様式4-3(3)	確認	・看護師の配置を予定しているか	—	1	—
30	4. (10)③	様式4-3(4)	提案	・病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施を予定しているか	2	1	0
31	4. (10)⑥	様式4-3(5)	確認	・公正採用選考人権啓発推進員の設置予定はあるか	2	1	0
<b>5. 引継ぎに関する事項</b>					<b>18点</b>		
32	4. (4)	プレゼンテーション	確認	・公立保育所の保育を引き継ぐことについて理解し、誠実に取り組もうとしているか	2	1	0
33	4. (11)①②	様式4-4(1) 様式4-4(2)	確認	・必要に応じて保護者説明会を開催することとしているか ・三者懇談会を設置することとしているか	—	1	—
34	4. (11)③⑤	様式4-4(3)	確認	・1年前より年中行事等の参加(障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認など含む)を予定しているか	2	1	0
35	4. (11)④	様式4-4(4)	提案	・共同保育期間中、延べ保育時間数の50%以上の職員配置を予定しているか ・共同保育期間中の職員確保について具体案が示されているか	2 (×2)	1 (×2)	0 (×2)
36	4. (11)⑥	様式4-4(3)	確認	・共同保育期間中に個人懇談会が予定されているか	—	1	—
37	4. (11)⑦	様式4-4(5)	確認	・運営移管後、市職員による民営化後の保育の確認に協力的であるか	2	1	0
38	4. (11)⑧	様式4-4(6)	提案	・統合に向けて、両保育所の児童の交流について提案されているか ・職員間の交流や情報共有について提案されているか	2	1	0
39	4. (12)①	様式4-5(1)	確認	・保育所名について、保護者の意見を聞くこととしているか ・クラス名について、現在の名称を残すことに配慮がされているか	2	1	0
40	4. (12)②	様式4-5(2)	確認	・卒園制作の記念物等について、移設等の検討がされているか	2	1	0
<b>6. 保護者等への対応に関する事項</b>					<b>8点</b>		
41	4. (10)⑤ 4. (12)③	様式4-5(3)	確認	・苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置しているか ・苦情解決に係る第三者委員会の設置を予定しているか	2	1	0
42	3. (10) 4. (12)③④	様式4-5(4)	確認	・保護者及び地域への対応について誠意が感じられるか ・保護者や地域と連携した保育が展開されるよう配慮されているか	2	1	0
43	4. (12)⑤	様式4-5(5)	確認	・現行より負担が増えることはないか	2	1	0
44	4. (12)⑥	様式4-5(6)	確認	・保護者の保育所見学に対し、協力的であるか	2	1	0
<b>7. 保育所整備計画に関する事項</b>					<b>14点</b>		
45	3. (4)①② 3. (6)	様式5-1	確認	・新たな保育所の整備が、市条例等の関係法令を順守した整備計画となっているか	2	1	0
46	3. (11)	様式5-2	提案	・統合を踏まえ、保育室等や屋外遊戯場の余裕を持った確保について提案がされているか	2 (×2)	1 (×2)	0 (×2)
47	3. (4)①② 3. (9)	様式5-1、2	提案	・良好な保育環境の確保について、子どもの視点に立った施設整備、安全確保などが提案されているか	2 (×2)	1 (×2)	0 (×2)
48	3. (4)②	様式4-5(7)	確認	・路上駐車対策として、定員増などにより自動車利用者が増加し、園の駐車場で対応できない場合は、近隣の駐車場の借り上げなどが提案されているか	2	1	0
49	4. (12)⑦	様式4-5(8)	確認	・自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員を配置することが予定されているか	2	1	0
<p>◇採点にかかる注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認事項を満たしている場合は、1点とする。</li> <li>・確認事項を上回る場合は、2点とする。</li> <li>・確認事項を下回る場合は、0点とする。</li> <li>・ただし番号4、28、35、46、47については点数を2倍とする。</li> <li>・1点のみの表示は必須事項とする(書類で確認できない場合は、プレゼンテーションで確認)。</li> <li>・提案事項は、提案がなければ0点、実施可能な提案であれば1点、実施可能かつ提案が優れていれば2点とする。</li> </ul> <p>◇配点について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満点(確認事項及び提案事項がすべて最高点の場合)は100点とする。</li> <li>・確認事項がすべて1点で提案のない場合(0点)は38点となるが、その1.5倍にあたる57点を基準点とする。</li> </ul>							



※ 保護者を代表する委員の採点については、保育所ごとに2名の平均点で各審査項目の集計を行います。

## 枚方市立保育所(渚保育所・渚西保育所) 民営化に係る運営法人選定審査会 選定基準(案)

番号	募集要項	確認書類等	事項区分	確認する内容	配点		
1	4.(1) 4.(2)	様式1 様式3-1	確認	・設立目的・経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか ・保育所又は幼保連携型認定こども園の運営実績が10年以上あるか	2	1	0
2	4.(5)	様式2	確認	・応募の動機や目的が市の民営化方針を踏まえ示されているか	2	1	0
3	4.(2)	様式6、8 提出書類10～15	確認	・過去3年間の経営状態が安定しているか	2	1	0
4	4.(2)	様式6、8 提出書類10～15	確認	・保育所整備資金が確保できているか ・保育所運営のための運転資金が確保できているか	2 (×2)	1 (×2)	0 (×2)
5	4.(3)	様式4-1(1)	確認	・保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっているか	2	1	0
6	4.(4) 4.(5)	様式3-2	確認	・保育所運営方針が、保育所設置目的を踏まえ、適切なものとなっているか	2	1	0
7	4.(8)①	様式4-1(2)	確認	・移管当初の定員が各90人となっているか。ただし、令和4年4月1日までに、両保育所を統合し定員が200人となっているか	—	1	—
8	4.(8)①	様式4-1(2)	提案	・0、1、2歳で定員の4割を超えるとともに、地域の待機児童等の動向を踏まえた設定となっているか	2	1	0
9	4.(8)②③	様式4-1(3) 様式4-1(4)	確認	・開所時間は7時から19時となっているか ・保育所休所日は日・祝・年末年始のみとされているか	—	1	—
10	4.(8)②	様式4-1(3)	提案	・ニーズがあれば、19時を超える延長保育が提案されているか	2	1	0
11	4.(8)④	様式4-1(5)	確認	・(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入を予定しているか	2	1	0
12	4.(8)⑦	様式4-1(6) 園資料	確認	・災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、不法侵入者対策や各種マニュアルが整備されているか	2	1	0
13	4.(3)	様式4-1(7) 提出書類18	確認	・枚方市等の監査結果を受け、その後の改善措置が講じられているか	2	1	0
14	4.(9)①	様式4-2(1)	確認	・保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされているか	2	1	0
15	4.(9)①	様式4-2(1)	提案	・子どもの状況や発達過程を踏まえ、創意工夫を行っているか	2	1	0
16	4.(9)②	様式4-2(2)	確認	・障害児保育に取り組んでいるか、又は取り組むこととしているか	—	1	—
17	4.(9)②	様式4-2(2)	提案	・障害児保育に係る人材配置や研修及び適切な環境整備が提案されているか	2	1	0
18	4.(9)③	様式4-2(3)	確認	・公立保育所で提供していた給食を基本としているか ・アレルギー対応について除去食や代替食等配慮されているか	2	1	0
19	4.(9)④	様式4-2(4)	確認	・内科健診、尿検査が年2回以上、歯科健診が年1回以上予定されているか	2	1	0
20	4.(9)⑤	様式4-2(5)	確認	・地域子育て支援事業等が予定されているか	2	1	0
21	4.(9)⑥	様式4-2(6)	確認	・福祉サービス第三者評価を受ける予定となっているか	—	1	—
22	4.(9)⑥	様式4-2(7)	提案	・職員の研修について積極的に取り組んでいるか ・保育の質の向上につながる取り組みが提案されているか	2	1	0
23	4.(9)⑦	様式4-2(8)	提案	・上記の事業の他、園行事、給食、食育、児童の健康管理等について、独自の企画提案がなされているか	2	1	0
24	4.(6)	様式7履歴書 プレゼンテーション	確認	・理事長は、社会福祉事業に熱意と識見を持っているか	2	1	0
25	4.(7)	様式7履歴書 プレゼンテーション	確認	・各施設長予定者は、児童福祉事業に熱意を持ち、児童福祉の理論と実践について知識と経験を有するか	2	1	0
26	4.(10)①	様式4-3(1)	確認	・保育士配置基準は市条例等を遵守し、1歳児については5:1としているか	—	1	—

A		B		C		D		E		F		G		合計	
甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	0	2	12	13
2	1	2	1	2	1	2	1	2	2	2	2	0	2	12	10
2	1	2	2	2	1	2	1	2	1	2	2	0	2	12	10
4	2	4	2	4	2	4	4	4	4	4	4	0	4	24	22
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	6	7
2	1	2	1	2	1	2	2	2	2	2	1	0	2	12	10
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	6	7
2	1	2	2	2	1	1	2	2	2	1	2	0	2	10	12
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	2	6	8
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	0	2	12	8
2	1	2	2	2	1	2	1	2	1	2	1	0	2	12	9
2	2	2	2	2	1	2	1	2	1	2	1	0	2	12	10
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	6	7
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
2	1	2	1	2	1	2	1	1	1	2	1	0	2	11	8
2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	0	2	11	13
2	1	2	1	2	2	2	1	2	1	1	2	0	2	11	10
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	6	7
2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	2	0	2	11	13
2	2	2	1	2	2	2	2	1	1	2	2	0	2	11	12
2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	1	0	2	11	12
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	2	6	8
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	6	7

## 枚方市立保育所(渚保育所・渚西保育所)民営化に係る運営法人選定審査会 選定基準(案)

番号	募集要項	確認書類等	事項区分	確認する内容	配点		
27	4.(10)②④	様式4-3(2)	確認	・保育士の年齢及び経験年数に配慮した構成となっているか ・渚保育所・渚西保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用を予定しているか(※積極的か)	2	1	0
28	4.(10)②	様式4-3(2)	提案	・昨今の保育士不足を踏まえ、保育士確保について具体案が示されているか	2 (×2)	1 (×2)	0 (×2)
29	4.(10)③	様式4-3(3)	確認	・看護師の配置を予定しているか	—	1	—
30	4.(10)③	様式4-3(4)	提案	・病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施を予定しているか	2	1	0
31	4.(10)⑥	様式4-3(5)	確認	・公正採用選考人権啓発推進員の設置予定はあるか	2	1	0
32	4.(4)	プレゼンテーション	確認	・公立保育所の保育を引き継ぐことについて理解し、誠実に取り組もうとしているか	2	1	0
33	4.(11)①②	様式4-4(1) 様式4-4(2)	確認	・必要に応じて保護者説明会を開催することとしているか ・三者懇談会を設置することとしているか	—	1	—
34	4.(11)③⑤	様式4-4(3)	確認	・1年前より年中行事等の参加(障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認など含む)を予定しているか	2	1	0
35	4.(11)④	様式4-4(4)	提案	・共同保育期間中、延べ保育時間数の50%以上の職員配置を予定しているか ・共同保育期間中の職員確保について具体案が示されているか	2 (×2)	1 (×2)	0 (×2)
36	4.(11)⑥	様式4-4(3)	確認	・共同保育期間中に個人懇談会が予定されているか	—	1	—
37	4.(11)⑦	様式4-4(5)	確認	・運営移管後、市職員による民営化後の保育の確認に協力的であるか	2	1	0
38	4.(11)⑧	様式4-4(6)	提案	・統合に向けて、両保育所の児童の交流について提案されているか ・職員間の交流や情報共有について提案されているか	2	1	0
39	4.(12)①	様式4-5(1)	確認	・保育所名について、保護者の意見聞くこととしているか ・クラス名について、現在の名称を残すことに配慮がされているか	2	1	0
40	4.(12)②	様式4-5(2)	確認	・卒園制作の記念物等について、移設等の検討がされているか	2	1	0
41	4.(10)⑤ 4.(12)③	様式4-5(3)	確認	・苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置しているか ・苦情解決に係る第三者委員会の設置を予定しているか	2	1	0
42	3.(10) 4.(12)③④	様式4-5(4)	確認	・保護者及び地域への対応について誠意が感じられるか ・保護者や地域と連携した保育が展開されるよう配慮がされているか	2	1	0
43	4.(12)⑤	様式4-5(5)	確認	・現行より負担が増えることはないか	2	1	0
44	4.(12)⑥	様式4-5(6)	確認	・保護者の保育所見学に対し、協力的であるか	2	1	0
45	3.(4)①② 3.(6)	様式5-1	確認	・新たな保育所の整備が、市条例等の関係法令を順守した整備計画となっているか	2	1	0
46	3.(11)	様式5-2	提案	・統合を踏まえ、保育室等や屋外遊び場の余裕を持った確保について提案がされているか	2 (×2)	1 (×2)	0 (×2)
47	3.(4)①② 3.(9)	様式5-1、2	提案	・良好な保育環境の確保について、子どもの視点に立った施設整備、安全確保などが提案されているか	2 (×2)	1 (×2)	0 (×2)
48	3.(4)②	様式4-5(7)	確認	・路上駐車対策として、定員増などにより自動車利用者が増加し、園の駐車場で対応できない場合は、近隣の駐車場の借り上げなどが提案されているか	2	1	0
49	4.(12)⑦	様式4-5(8)	確認	・自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員を配置することが予定されているか	2	1	0
総合計							

A		B		C		D		E		F		G		合計	
甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
4	2	4	2	2	2	4	4	4	4	4	4	0	4	22	22
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	6	7
1	2	1	2	1	1	2	2	2	1	2	1	0	2	9	11
2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	2	0	2	12	9
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	0	2	11	14
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	6	7
2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	2	0	2	9	9
4	4	4	4	2	2	4	2	4	4	2	4	0	4	20	24
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	6	7
2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	0	2	11	13
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	0	2	12	13
2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	1	0	2	12	12
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	14
2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	0	2	12	12
2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	12	13
1	2	1	2	2	2	1	1	2	1	2	1	0	2	9	11
4	2	2	2	2	2	2	2	0	2	2	2	0	2	12	14
4	2	2	2	4	4	2	4	4	2	2	4	0	4	18	22
2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	0	4	11	16
2	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2	1	0	2	12	11
2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	0	2	11	11
96	78	98	86	97	83	96	86	95	85	94	85	0	100	567	597



# 今後のスケジュール(案)

資料11

(渚・渚西保育所)

11月10日	11月11日	11月12日	11月13日	11月14日	11月15日	11月16日
日	月	火	水	木	金	土
第1回 選定審査会 1900～			応募書類 配布開始			
11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日
日	月	火	水	木	金	土
			応募予定法人への 現地説明会& 見学会受付×切			
11月24日	11月25日	11月26日	11月27日	11月28日	11月29日	11月30日
日	月	火	水	木	金	土
応募予定法人への 現地説明会&見学会						
12月1日	12月2日	12月3日	12月4日	12月5日	12月6日	12月7日
日	月	火	水	木	金	土
		質問受付終了				
12月8日	12月9日	12月10日	12月11日	12月12日	12月13日	12月14日
日	月	火	水	木	金	土
	質問回答期限		第2回 選定審査会	申請受付開始	←申請受付期間→	
12月15日	12月16日	12月17日	12月18日	12月19日	12月20日	12月21日
日	月	火	水	木	金	土
	←申請受付期間→			申請受付終了		
12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日	12月27日	12月28日
日	月	火	水	木	金	土
	←申請書類の整理→					←年末年始→
12月29日	12月30日	12月31日	1月1日	1月2日	1月3日	1月4日
日	月	火	水	木	金	土
	←年末年始→					
1月5日	1月6日	1月7日	1月8日	1月9日	1月10日	1月11日
日	月	火	水	木	金	土
←年末年始→	←申請書類の整理→					
1月12日	1月13日	1月14日	1月15日	1月16日	1月17日	1月18日
日	月	火	水	木	金	土
		第3回 選定審査会 (書類審査)				
1月19日	1月20日	1月21日	1月22日	1月23日	1月24日	1月25日
日	月	火	水	木	金	土
	←応募法人保育所見学会(予定)→					
1月26日	1月27日	1月28日	1月29日	1月30日	1月31日	2月1日
日	月	火	水	木	金	土
第4回 選定審査会 プレゼンテーション						
2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日
日	月	火	水	木	金	土

※ 斜体で表示しているものは想定スケジュールです。

## 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程

---

### 解釈・運用基準

枚方市

平成30年4月

## 目 次

第1条	目的	1
第2条	定義	1
第3条	会議の公開の決定等	3
第4条	会議の公開の方法等	6
第5条	会議開催の周知	7
第6条	会議録の作成	8
第7条	会議録の公表	11
第8条	審議会の担当事務及び委員氏名の公表	14
第9条	意見聴取会及び庁内委員会	15
第10条	運用状況の公表	16
第11条	補則	16

## 第1条 目的

第1条 この訓令は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）の趣旨にのっとり、本市における会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めることにより、審議会、意見聴取会及び庁内委員会の会議等における過程及び内容を明らかにするとともに、その公正な運営を確保し、もって本市における公正な行政運営の推進に資することを目的とする。

- 1 この条は、この規程の目的を明らかにしており、規程の解釈と運用の指針となるものである。各条項の解釈、運用は、常にこの条に照らして行わなければならない。
- 2 市の施策、計画の立案や行政執行の過程において重要な役割を果たす審議会等の会議体の会議（以下「会議」という。）を公開し、かつ、その会議録を公表することによって、会議の過程や内容に関する情報を市民に公表し、それによって、会議を公正に運営し、公正な行政運営の推進に役立てることを目的とする。
- 3 枚方市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第16条「情報の公開の総合的な推進」に、「実施機関は、この条例に定める保有情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるようにその保有する情報の公開の総合的な推進に努めなければならない」と規定されており、その趣旨にのっとり、情報公表施策のひとつとして、会議の公開及び会議録の公表を実施することを明らかにするものである。
- 4 会議の公開及び会議録の公表を実施することは、市の政策形成の過程を明らかにするとともに、市民の市政監視機能の強化を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深めることに役立つものである。情報公開制度とともに住民自治の理念に基づく市民本位の開かれた市政の実現に寄与するものである。

## 第2条 定義

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審議会 次に掲げるものをいう。

- イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関
- ロ 枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）第4条に規定する専

門委員による協議会)

(2) 意見聴取会 行政執行に係る判断、結論等を導くために行う学識経験者、市民、関係団体等への意見聴取のための会合

(3) 庁内委員会 次に掲げるものをいう。

イ 枚方市庁内委員会規程（平成20年枚方市訓令第10号）に規定する庁内委員会

ロ 枚方市都市経営会議規程（平成20年枚方市訓令第9号）第1条に規定する枚方市都市経営会議

ハ 枚方市障害者雇用推進本部設置規程（昭和59年枚方市訓令第22号）第1条に規定する枚方市障害者雇用推進本部、枚方市人権擁護推進本部設置規程（昭和59年枚方市訓令第26号）第1条に規定する枚方市人権擁護推進本部、枚方市男女共同参画推進本部設置規程（平成元年枚方市訓令第20号）第1条に規定する枚方市男女共同参画推進本部、枚方市環境行政推進本部設置規程（平成8年枚方市訓令第21号）第1条に規定する枚方市環境行政推進本部、枚方市情報化推進本部設置規程（平成12年枚方市訓令第24号）第1条に規定する枚方市情報化推進本部、枚方市行政改革実施本部設置規程（平成13年枚方市訓令第21号）第1条に規定する枚方市行政改革実施本部、枚方市戸籍謄本等不正入手対策本部設置規程（平成18年枚方市訓令第24号）第1条に規定する枚方市戸籍謄本等不正入手対策本部、枚方市健康推進本部設置規程（平成18年枚方市訓令第33号）第1条に規定する枚方市健康推進本部及び東日本大震災枚方市支援実施本部設置規程（平成23年枚方市訓令第2号）第1条に規定する東日本大震災枚方市支援実施本部

ニ イからハまでに掲げるもののほか、法令等（法令、条例又は規則をいう。以下同じ。）又は訓令その他決裁等の内部手続きに基づき、本市の意思決定を行うに当たり設置される本市職員で構成する会議体

1 対象とする会議は、具体的には、以下のとおりとする。このうち、(1)(2)を、この訓令においては「審議会」とする。

(1) 市民、学識経験者等を委員として構成する附属機関の会議

（参照：地方自治法第138条の4第3項「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」）

- (2) 専門委員の種類ごとに協議会が設けられた場合の会議
  - (3) 行政執行に係る判断、結論等を導くために行う学識経験者、市民、関係団体等への意見聴取のための会合（枚方市附属機関等の設置等に関する規程第2号第1号ハに規定する意見聴取会）
  - (4) 意思決定を行うために開催する市職員で構成する庁内委員会等の会議（設置に係る決裁処理を経ない会議や単なる打合せの類は除く。）
- 2 全委員で構成する全体会議のほか、一部の委員で構成する専門部会等を設けている場合はその会議も対象とする。

### 第3条 会議の公開の決定等

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 法令等の規定により非公開とする会議
  - (2) 枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる事項に関する審査等を行う会議
  - (3) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議
- 2 審議会の会議が前項に掲げる会議に該当する場合において、これを非公開とするときは、審議会がその決定をするものとする。
- 3 前項の決定は、審議会の会長その他の当該審議会を代表する者を定める会議又は同項の決定を行う必要があると認められる会議において行うものとする。
- 4 第2項の規定による決定を行う会議は、当該決定が行われるまでの間、公開としなければならない。ただし、第8条第2項の規定により委員の氏名が非公表とされた審議会の会議は、この限りでない。
- 5 審議会は、第2項の規定による決定を行ったときは、当該決定に係る会議が第1項各号に掲げる会議に該当する理由を明らかにしなければならない。
- 6 庁内委員会の会議は、非公開とする。

(第1項)

- 1 審議会の会議は、公開を原則とする。ただし、審議、審査等の内容に個人に関する情報が含まれ、会議を公開することにより個人の権利利益が損なわれるおそれがあるなど、会議の公開を原則とする制度の下においても会議を非公開とすることが求められる場合がある。この条では、このように例外として非公開とすることができる会議の範囲を定めている。
- 2 第1項第1号は、法令、条例又は規則において会議の非公開について特別の定めがある場合は、会議を非公開とすることができるとしたものである。
- 3 第1項第2号は、情報公開条例第5条に規定する非公開情報（概要は以下(1)～(7)。詳細は情報公開条例第5条各号を参照のこと。）を審議内容に含む会議を公開することは、私人や公共の利益との調和に反する結果となるため、会議を非公開とすることができるとしたものである。
  - (1) 個人に関する情報（法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）
  - (2) 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報
  - (3) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報
  - (4) 個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、その条件を付することが合理的であると認められるもの
  - (5) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報
  - (6) 審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められる情報
  - (7) 事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- 4 第1項第3号は、審議会の会議を公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるなど、会議の公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、そのような事態の発生を未然に防ぐため、会議を非公開とすることができるとしたものである。

(第2項)

- 5 審議会の独立性、自主性を尊重する観点から、審議会の運営に関する事項については、各審議会が自ら定めるべきであり、会議の公開の取扱いについても、当該審議会が決定する。

なお、会議の非公開の決定に際しては、第1項の趣旨を踏まえ、必要最小限の範囲とるように努める。

(第3項)

- 6 会議の公開の取扱いについては、委員の任期ごとに、原則として審議会の初回の会議の冒頭で、審議会の会長又は委員長が当該会議に諮り、審議の上、決定することとする。任期途中での辞任等により会長又は委員長の改選があった場合は、会長又は委員長には審議会の事務を統一管理する役割があることから、その時点で再度決定を行うこととする。

決定の内容には、初回以降の取扱いを一括して決定するのか、又は会議ごとにその都度、審議事項を勘案して取扱いを決定するのか等も含まれる。

(第4項)

- 7 会議の冒頭において会議の公開の取扱いが決定されるまでは、会議を公開することとする。ただし、第8条第2項の規定によって、審議会の委員の氏名を非公表とするときは、その会議を冒頭から非公開とすることができる。

委員名の公表又は非公表については、市長が決定するため、審議会の決定を待たず、公表又は非公表とすることができることとする。

(第5項)

- 8 会議を非公開とすることを決定したとき、その理由を明らかにすることとしているのは、審議会が非公開とすることについて合理的な理由により責任を持って判断したことを明らかにしようとするものである。「第1項各号に掲げる会議に該当する理由」は、具体的に示すこととする。

(第6項)

- 9 庁内委員会の会議は、行政内部において職員が自由かつ率直に検討する場を確保するため、又は行政機関の情報としては未成熟な、審議、検討又は協議に関する情報が公となり、誤解や混乱が生じることを防止するため、非公開とするものである。



## 第4条 会議の公開の方法等

第4条 審議会の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、審議会は、傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員を定めることができる。

3 審議会は、その会議の公開に当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を決定するとともに、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

4 審議会は、前項の規定による決定に際し、当該会議の次第、提出資料等（以下「会議資料」という。）を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布することを定めるものとするよう努めなければならない。ただし、会議資料に非公開情報が含まれる場合は、この限りでない。

5 第3項の規定による決定については、前条第3項の規定を準用する。

（第1項～第3項）

1 この条は、会議の公開は、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより実施することを定めたものである。審議会は、傍聴によって会議の円滑な運営が妨げられることのないよう必要な事項を定め、会議の秩序維持に努めなければならない。

2 会議の傍聴は、概ね次のとおり行うこととする。

(1) 会議を公開とする趣旨により、傍聴席を確保するように努める。

(2) 受付は原則として会議の当日に行い、受付方法は審議会の定める適宜の方法によることとする。また、傍聴の定員を超えた場合でも、できる限り傍聴を認めるよう努める。

(3) 審議会は、別紙「会議の傍聴要領（例）」を参考として傍聴者の遵守事項を定めるとともに、その内容を明記した文書の掲示、配布等により、傍聴者に周知を行うこととする。

（第4項）

3 会議の傍聴を認めるにあたっては、次第、提出資料等の会議資料を傍聴者の閲覧に供するか、配布するように努めなければならない。

- 4 会議資料の内容に、情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれているか否かの判断は審議会の所管部署が行い、当該審議会の会長又は委員長と協議を行うこととし、取扱いに関する最終的な決定は審議会が行う。
- 5 非公開情報に該当すると認められる情報が含まれる会議資料の交付については、情報公開請求の手続により対応することとする。
- 6 傍聴者に配布した会議資料については、情報公開請求の手続を経ることなく、原則無償で提供することができることとする。

(第5項)

- 7 会議の傍聴の取扱いについても、委員の任期ごとに、原則として審議会の初回の会議の冒頭で、審議会の会長又は委員長が当該会議に諮り、審議の上、決定することとする。任期途中で辞任等により会長又は委員長の改選があった場合は、会長又は委員長には審議会の事務を統一管理する役割があることから、その時点で再度決定を行うこととする。

決定の内容には、初回以降の取扱いを一括して決定するのか、又は会議ごとにその都度、審議事項を勘案して取扱いを決定するのか等も含まれる。

## 第5条 会議開催の周知

第5条 審議会の所管部署（当該審議会の庶務を担当する部署をいう。以下同じ。）は、その会議の開催に当たっては、当該会議の公開又は非公開にかかわらず、次に掲げる事項を記載した書面（電磁的記録（枚方市情報公開条例第2条第2項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を含む。）を所定の掲示板及び市ホームページに掲載し、並びに行政資料コーナーに配架する方法により、事前に市民に周知しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 案件名
- (5) 会議の公開、非公開の別
- (6) 会議が非公開の場合にあつては、その理由
- (7) 会議が公開の場合にあつては、傍聴者の定員及び傍聴の手続
- (8) 所管部署の名称

2 審議会の所管部署は、公開の審議会の会議にあっては、前項に規定する方法に加え、当該会議の開催について、市広報紙への掲載等により事前の周知に努めるものとする。

(第1項)

- 1 その会議が公開又は非公開であるかにかかわらず、会議開催の周知は必ず行うものとし、原則として別紙の標準様式を使用することとする。ただし、これによることが適当でない理由がある場合は、他の様式により作成することができることとする。
- 2 第1項第6号の「会議が非公開の場合にあっては、その理由」については、合理的な理由によって非公開としたことがわかるよう、具体的に明記することとする。
- 3 審議会の所管部署は、会議開催日の概ね1か月から2週間前までに当該様式を5部作成し、1部を市役所別館1階の「審議会等の開催案内」掲示板に掲示し、1部を総務部コンプライアンス推進課に、3部を市役所別館1階インフォメーション（本館インフォメーション、別館インフォメーション、別館北案内警備員室用）に提出することとする。  
会議終了後、審議会の所管部署は、「審議会等の開催案内」掲示板への掲示物を速やかに回収することとする。
- 4 コンプライアンス推進課は、提出された「審議会等の会議開催のお知らせ」を所定のファイルに綴じ込み、行政資料コーナーに配架する。
- 5 審議会の所管部署は、審議会等の会議の開催周知に係る情報を市ホームページトップの「市役所情報＞審議会情報＞審議会などの情報＞開催予定」に掲載することとする。掲載の方法については、「ファイル管理＞総務部＞コンプライアンス推進課＞会議の公開、会議録の作成及び公表について（様式及び記入例等）」を参照のこと。

(第2項)

- 6 公開する会議については、広報紙への掲載等その他の方法による事前の周知にも努める。

## 第6条 会議録の作成

第6条 審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内に、その会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録を作成する方法は、審議会が決定する。この場合においては、第3条第3項の規定を準用する。

3 第1項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者及び欠席者の氏名
- (5) 案件名
- (6) 提出された資料の名称
- (7) 審議内容
- (8) 決定事項
- (9) 会議の公開、非公開の別
- (10) 会議が非公開の場合にあつては、その理由
- (11) 会議録の公表、非公表の別
- (12) 会議録が非公表の場合にあつては、その理由
- (13) 会議が公開の場合にあつては、傍聴者の数
- (14) 所管部署の名称

4 前項第7号の会議録の審議内容は、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記載しなければならない。

5 会議録を作成するために作成した電磁的記録（音声をその内容とするものに限る。）は、当該会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。

(第1項)

- 1 その会議が公開又は非公開であるかにかかわらず、会議録の作成は必ず行うものとし、原則として別紙の標準様式を使用することとする。ただし、これによることが適当でない理由がある場合は、他の様式により作成することができることとする。
- 2 会議録は、会議終了後概ね2か月以内に作成しなければならない。

3 会議録は、会議に出席した委員の承認を得て確定することとする。

(第2項)

4 会議録の作成方法は、会議録の公表方法、会議資料の取扱い等とともに、委員の任期ごとに、原則として審議会の初回の会議の冒頭で、審議会の会長又は委員長が当該会議に諮り、審議の上、決定することとする。任期途中で辞任等により会長又は委員長の改選があった場合は、会長又は委員長には審議会の事務を統一管理する役割があることから、その時点で再度決定を行うこととする。

決定の内容には、初回以降の取扱いを一括して決定するのか、又は会議ごとにその都度、審議事項を勘案して取扱いを決定するのか等も含まれる。会議録の作成方法については、必ずしも会議の冒頭に決定する必要はなく、審議内容を踏まえて会議の終了後に決定を行ってもよいこととする。

(第3項、第4項)

5 会議録の記載事項は、原則として第3項に規定した内容とする。第3項第7号の「審議内容」については案件別、時系列等にまとめ、その会議における最終的な決定、報告等に至る審議の経過を事後に検証できるよう明確に記録する。

委員名は原則記載し、委員の発言内容をまとめた全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記によって作成することとする。

6 事務局による説明部分は、会議資料の公表により代替できると考え、「事務局による説明」等のように、詳細な記載を省略することができることとする。ただし、説明内容を記載することは妨げない。会議資料とあわせて確認することによって、会議の開催目的、会議での決定事項、会議の流れ等が確認できるように記載することとする。

7 第3項第10号の「会議が非公開の場合にあっては、その理由」については、合理的な理由によって非公開としたことがわかるよう、具体的に明記することとする。

8 第3項第12号の「会議録が非公表の場合にあっては、その理由」については、合理的な理由によって非公表としたことがわかるよう、具体的に明記することとする。

9 会議録は審議会が作成するものであるため、会議録の記載に当たっては、事務局を主体にするのではなく、審議会が主体となる書き方をすることとする。

(例) ○「報告を受けた。」(審議会が主体) ×「報告をした。」(事務局が主体)

(第5項)

10 会議録を作成するために作成した電磁的記録(録音データ)は、会議録の作成後においても、会議録の記載内容を検証するために使用すること等が考えられることから、会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。

## 第7条 会議録の公表

第7条 前条第1項の会議録は、公表とする。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当した会議の会議録は、非公表とすることができる。

2 第3条第2項、第3項及び同条第5項の規定は、会議録の非公表について準用する。

3 審議会の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会の会議に係る会議録（公表とされたものに限る。）を一般の閲覧に供するものとする。

(1) 所管部署における備付け

(2) 行政資料コーナーへの配架

(3) 市ホームページへの掲載

4 前項第1号及び第3号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議の会議資料を添付しなければならない。

5 第3項第2号及び第3号の規定による閲覧は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

(第1項)

1 審議会の会議録は、公表を原則とする。ただし、非公開とされた会議の会議録は、非公表とすることができる。

(第2項)

2 会議録の公表の取扱いについても、委員の任期ごとに、原則として審議会の初回の会議の冒頭で、審議会の会長又は委員長が当該会議に諮り、審議の上、決定することとする。任期途中で辞任等により会長又は委員長の改選があった場合は、会長又は委員長には審議会の事務を統一管理する役割があることから、その時点で再度決定を行うこととする。

決定の内容には、初回以降の取扱いを一括して決定するのか、又は会議ごとにその都度、審議事項を勘案して取扱いを決定するのか等も含まれる。

3 会議録を非公表とする決定を行った場合は、合理的な理由によって非公表としたことがわかるよう、具体的に明記することとする。

- 4 会議録を非公表とすることを決定したとき、その理由を明らかにすることとしているのは、審議会が非公表とすることについて合理的な理由により責任を持って判断したことを明らかにしようとするものである。
- 5 非公開の会議においては、会議の終了後に、非公開情報の有無を精査した上で、会議録の公表方法（全部公表、部分公表、非公表等）について判断することとする。
- 6 部分公表とされた場合は、別途、公表できる部分のみを公表用の会議録としてまとめ、別紙の標準様式の「会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由」欄に、非公表とした部分の説明及び部分公表とした理由を記載することとする。部分公表用の会議録を作成する場合も、会議全体についての本来の会議録は作成することとする。

情報公開請求を受けてから会議録の公開を行うのではなく、情報公表施策の一環として、部分公表用の会議録を公表することは、速やかな情報の公表や、緻密に公開に関する可否を精査する事務の負担軽減に役立つものである。
- 7 部分公表用に別途作成した会議録ではなく本来の会議録について情報公開請求を受けた場合は、情報公開条例の規定に基づき、公開又は非公開の決定を行うこととする。
- 8 非公表とされた会議録に対して情報公開請求を受けた場合は、情報公開条例の規定に基づき、公開又は非公開の決定を行うこととする。
- 9 情報公開条例第5条第6号「審議、検討等情報」に該当する情報（審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められる情報）が含まれることを理由として会議録を部分公開、又は非公開とする場合、審議、検討等の途中段階の情報は、一般に関心事項であることが多く、公開することの公益性が優先されるよう解釈することに、特に留意することとする。
- 10 審議、検討又は協議に関する情報とは、実施機関等としての意思決定に至るまでの過程の各段階において行われる様々な審議、検討、協議に関連して作成、あるいは取得される情報をいう。
- 11 審議、検討又は協議に関する情報の全てが非公開情報に該当するものではなく、具体的には以下の(1)～(3)のみが非公開事由となることに注意が必要である。
  - (1) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合

公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる場合が想定されるものであり、適正な意思決定手続の確保を保護法益とするものである。

(2) 不当に市民の間に混乱を生じさせる場合

未成熟な情報、事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

(3) 特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす場合

尚早な時期に事実関係等の確認が不十分な情報等を公にすることにより、投機を助長するなどによって、特定の者に不当に利益を与え、あるいは不利益を及ぼす場合が想定されており、事務事業の公正な遂行を図るとともに、市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。この号の「不当に」とは、審議、検討等の途中の段階の情報を公開することの公益性を優先することを基本としつつも、なお、公開することによる支障が看過できない程度のものであることを意味する。

12 「審議、検討等情報」であっても、専門的検討を経た調査データや、他自治体の現状を調査してまとめた資料など、客観的、科学的事実やこれらに基づく分析結果を記録したものの中には、非公開情報に該当しないものがある。

13 情報公開条例の目的のひとつは、市政への市民参加を推進することである。そのためには、「審議、検討等情報」も、できる限り公開することが求められる。公開することによる支障を回避する措置を講じた上で、部分的にでも公開することができるものは、公開していくことが必要である。

14 意思決定後に公表できることが明らかな場合は、あらかじめ審議会において、「答申後に公表」等、公表する時点を決めておくことが望ましい。事前に公表のタイミングを決めておくことが困難な場合は、意思決定が終わった時点で、再度、会議録の公表方法について審議会において決定することとする。

(第3項)

15 「次に掲げる方法」とは、次に掲げる方法（(1)所管部署における備付け、(2)行政資料コーナーへの配架、(3)市ホームページへの掲載）のうちいずれかの方法の意味である。ただし、原則として3つの方法を併用することとする。

16 審議会の所管部署は、公表するとされた会議録の作成後（会議終了後概ね2か月以内）、会議録（会議資料もあわせて）を市ホームページトップ「審議会情報＞審議会などの情報＞一覧（分類ごと）及び一覧（50音順）」に掲載することとする。掲載の方法については、「ファイル管理＞総務部＞コンプライアンス推進課＞会議の公開、会議録の作成及び公表について（様式及び記入例等）」を参照のこと。



また、行政資料コーナーへの配架分として、会議録の写し（当面は会議資料を除く。）をコンプライアンス推進課に1部提出する。

（第4項）

17 会議資料については、会議録と一体のものとして扱うこととする。会議録に対して情報公開請求を受けた場合は、「会議資料を除く。」等の指定がない限り、会議資料も請求の対象に含まれるものとする。ただし、行政資料コーナーへの配架については、配架スペースの関係上、当面、会議資料を除いた会議録自体のみを配架することとする。

（第5項）

18 会議録の所管部署での閲覧は該当会議録の保存年限内とし、行政資料コーナーへの配架及び市ホームページへの掲載による閲覧は当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行う。このため、ホームページ上の審議会情報については、審議会を廃止しても翌年度末日まで掲載しておく必要がある。

## 第8条 審議会の担当事務及び委員氏名の公表

第8条 審議会の所管部署は、当該審議会が設置されたときはその担当事務を、委員が委嘱されたときはその氏名を、公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、審議会の所管部署は、委員の氏名を公表することにより、当該審議会の会議の公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができないと認めるときは、当該委員の氏名を非公表とすることができる。この場合においては、その理由を明らかにしなければならない。

（第1項）

1 審議会の所管部署は、審議会が設置されたときはその審議会の設定目的や担当事務を、委員が委嘱されたときは委員名簿を、市ホームページトップ「審議会情報＞審議会などの情報＞一覧（分類ごと）及び一覧（50音順）」に掲載することによって、公表しなければならない。掲載の方法については、「ファイル管理＞総務部＞コンプライアンス推進課＞会議の公開、会議録の作成及び公表について（様式及び記入例等）」を参照のこと。

(第2項、第3項)

- 2 審議会の委員の氏名の公表の取扱いについては、市長の決定事項となるため、審議会の決定を待たず、委員の氏名を非公表とすることができる。

委員の氏名を公表することによって、当該審議会の運営に支障をきたすと考えられる場合は、その理由を具体的に明示した上で、非公表とすることができる。委員の氏名を非公表とした場合は、その理由を市ホームページ「審議会情報」の該当ページの「委員名簿」欄に掲載することとする。

## 第9条 意見聴取会及び庁内委員会

第9条 第3条（第6項を除く。）から前条までの規定は、意見聴取会について準用する。

- 2 第6条（第3項第9号から第13号までを除く。）及び第7条の規定は、庁内委員会について準用する。この場合において、第6条第4項中「経過が分かるように、発言者及び発言内容」とあるのは、「概要をまとめ、決定に至る審議の過程」とする。

- 1 本規程の第3条から第8条までは、審議会に適用されるものである。そのうち、意見聴取会、庁内委員会について準用する規定の範囲について定めたものである。

(第1項)

- 2 意見聴取会については、第3条「会議の公開の決定等」（一部）、第4条「会議の公開の方法等」、第5条「会議開催の周知」、第6条「会議録の作成」、第7条「会議録の公表」、第8条「審議会の担任意務及び委員氏名の公表」に係る規定を準用する。

(第2項)

- 3 庁内委員会については、第6条「会議録の作成」（一部）、第7条「会議録の公表」に係る規定を準用する。
- 4 庁内委員会の会議の会議録の「審議内容」（第6条第3項第7号に規定）は、案件別、時系列等で、審議の概要について質疑応答の内容を中心にまとめ、その会議における最終的な決定、報告等に至る審議の過程を事後に検証できるよう明確に記録する。  
庁内委員会の会議録は、簡潔に概要を記録することに重点を置くため、事務局による説明部分は、会議資料の公表により代替できると考え、省略できることとする。会

議資料と合わせて確認することによって、会議の開催目的、会議での決定事項、会議の流れ等が確認できるように記載する。

5 庁内委員会は、市の意思決定を行うに前段において、職員が自由かつ率直に検討する場であり、審議内容には行政機関の情報としては未成熟な、審議、検討又は協議に関する情報が含まれることとなる。誤解や混乱が生じることを防止するため、会議の会議録は全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記（審議会の場合）ではなく、概要の記録とするものである。

6 庁内委員会の会議録を一般の閲覧に供する方法としては、所管部署への備付けを基本とすることとする。

## 第10条 運用状況の公表

第10条 市長は、毎年度、その前年度における審議会の会議の公開及び会議録の公表の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

- 1 市長は、前年度における審議会の会議の公開（会議が非公開の場合はその理由も）及び会議録の公表（会議録が非公表の場合はその理由も）の状況を取りまとめ、公表する。公表方法は、市ホームページへの掲載を基本とすることとする。
- 2 任命権者等は、市長に対し、1に係る事項について報告を行う。市長は、任命権者等からの報告があったときは、当該報告を取りまとめ、これを公表することとする。

## 第11条 補則

第11条 この訓令に定めるもののほか、審議会の会議の公開並びに会議録の作成及び公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 枚方市条例第 40 号

## 枚方市情報公開条例

枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 保有情報の公開（第4条－第13条）
- 第3章 救済手続（第14条・第15条）
- 第4章 情報の公開の総合的な推進（第16条）
- 第5章 雑則（第17条－第23条）

## 附則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、保有情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会の議長をいう。

2 この条例において「保有情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（第19条第1項において「官報等」という。）を除く。以下「公文書」という。）に記載され、又は記録されている情報をいう。

## （実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合においては、個人に関する情報が正当な理由なく公開されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。

## 第2章 保有情報の公開

## （公開請求権等）

第4条 次に掲げるもの（以下「公開請求権者」という。）は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する保有情報の公開（第6号に掲げるものにあつては、そ

のものが有する利害関係に係る保有情報の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 公開請求権者の代理人は、当該公開請求権者に代わって同項の規定による請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。

3 実施機関は、公開請求権者及びその代理人以外のものから保有情報の公開の申出（以下「公開申出」という。）があった場合においても、次条から第12条までの規定に準じて保有情報の公開に努めるものとする。

（保有情報の公開義務）

第5条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報
- (6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
  - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。
  - ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすこと。
  - ニ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。

（部分公開）

第6条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合において、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が含まれていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る保有情報に前条第1号に掲げる情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に

含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該保有情報を公開することができる。

(保有情報の存否に関する情報)

第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る保有情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該保有情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求の手続)

第9条 公開請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（第4条第1項第2号の法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開請求に係る保有情報の内容その他当該保有情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 公開請求権者の代理人は、公開請求をしようとするときは、前項の請求書を提出する際、当該代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出しなければならない。

3 実施機関は、公開請求をしようとするものに対し、当該公開請求に係る保有情報の特定に関し参考となる情報の提供その他当該公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による請求書の提出があつた場合において、その記載事項に不備があり、又は第2項に規定する資料の提出がないと認めるときは、速やかに、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から起算して15日以内に、次に掲げるいずれかの決定（以下「公開決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- (1) 当該公開請求に係る保有情報の全部の公開をする旨の決定
- (2) 当該公開請求に係る保有情報の一部の公開をする旨の決定
- (3) 当該公開請求に係る保有情報の全部の公開をしない旨の決定
- (4) 第8条の規定による公開請求を拒否する旨の決定
- (5) 公開請求に係る保有情報を保有していないため公開をすることができない旨の決定

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があつた日から起算して45日を限度として、同項に規定する期間を延長す

ることができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（公開決定等をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を公開請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公開決定等をしたときは、速やかに、その内容を公開請求者に書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該公開決定等が第1項第2号から第5号までに掲げる決定であるときは、その理由を併せて書面により通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第11条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者（当該公開請求者が公開請求権者の代理人である場合にあっては、当該公開請求権者）以外のもの（以下この条及び第15条において「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合において、公開決定等をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、公開請求に対する前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有情報を公開しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第5条第1号ロ、第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有情報を第7条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をするときは、当該決定の日と公開を行う日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該意見書（第15条第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、当該決定の内容及びその理由並びに公開を行う日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第12条 実施機関は、第10条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、当該保有情報の公開を行わなければならない。

2 保有情報の公開は、次の各号に掲げる保有情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書又は図画に記載されている保有情報 保有情報が記載されている文書又は図画の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録に記載されている保有情報 保有情報が記録されている電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

3 実施機関は、前項各号に定める方法による保有情報の公開を行うことにより、公文書を汚損



し、又は破損するおそれがあるとき、第6条の規定による保有情報の公開を行うときその他相当の理由があると認めるときは、同項各号に定める方法とは異なる方法により保有情報の公開を行うことができる。

(手数料等)

第13条 保有情報の公開に係る手数料は、次に定めるとおりとする。

(1) 公開請求 無料

(2) 公開申出 1件につき300円

2 公開請求者又は公開申出を行ったものは、公文書の写し（前条第2項第2号又は第3項（第4条第3項の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。）に規定する方法により公開を行うことによって交付することとなるものを含む。以下同じ。）の交付により保有情報の公開を受ける場合においては、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

### 第3章 救済手続

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第14条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

(審査会への諮問等)

第15条 前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政庁である実施機関は、当該審査請求が明らかに不適法であり、却下するときを除き、遅滞なく、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

2 審査会における調査審議の手続は、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定の例によるほか、審査会が定める。この場合における提出資料の閲覧等に係る費用負担については、第13条第2項の規定の例による。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。第5項において同じ。）

(2) 公開請求者が前号に掲げる者でない場合にあつては、当該公開請求者

(3) 当該審査請求に係る保有情報の公開について反対意見書を提出した第三者が第1号に掲げる者でない場合にあつては、当該第三者

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する審査会の答申があつたときは、これを尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決を行うものとする。

5 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 第10条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に対する第三者からの審査請求に対する裁決（当該決定の全部を取り消す旨の裁決を除く。）

(2) 審査請求に係る第10条第1項第2号から第5号までに掲げる決定を変更し、当該審査請求に係る保有情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 情報の公開の総合的な推進

第16条 実施機関は、この条例に定める保有情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるようにその保有する情報の公開の総合的な推進に努めなければならない。

#### 第5章 雑則

（市長の調整）

第17条 市長は、市長以外の実施機関に対し、保有情報の公開に関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

（出資法人への要請）

第18条 市長は、市が出資する法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

（指定管理者の情報公開）

第19条 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、市の条例で定めるところにより行う業務に関し、その従業者が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、当該指定管理者の従業者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの（官報等を除く。）に記載され、又は記録されている情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項に規定する情報であって実施機関が保有していないものについて公開の求めがあったときその他必要があると認めるときは、当該情報を保有する指定管理者に対し、当該情報が記載され、又は記録された文書、図画又は電磁的記録を実施機関に提出するよう求めるものとする。

（運用状況の公表）

第20条 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、この条例の運用状況を公表するものとする。

（他の制度との調整）

第21条 第2章の規定は、法令等の規定によりその閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付の手續が定められている保有情報については、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、第2章の規定は、実施機関において、市民の利用に供することをその利用の目的とする保有情報については、適用しない。

（検索資料の作成等）

第22条 実施機関は、保有情報の公開に必要な検索資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 [平成29年9月13日公布]

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の枚方市情報公開条例第2章の規定は、平成30年3月31日までの間、保有情報のうち、改正前の枚方市情報公開条例第2条第1号に規定する公文書以外に記録されているものについては、これを適用しない。

3 この条例の施行前にされた改正前の枚方市情報公開条例第5条第1項の規定による請求及び同条第2項の規定による申出については、それぞれ公開請求及び公開申出とみなす。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行前に改正前の枚方市情報公開条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の枚方市情報公開条例中これらに相当する規定があるときは、同条例の相当規定によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

5 枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年枚方市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条中「（平成9年枚方市条例第23号）」を「（平成29年枚方市条例第40号）」に改める。

(枚方市附属機関条例の一部改正)

6 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報」を「（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報」に改める。

別表1の表枚方市情報公開・個人情報保護審査会の項中「第10条第1項」を「第14条」に改める。

(枚方市保健所運営協議会条例等の一部改正)

7 次に掲げる条例の規定中「（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報」を「（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報」に改める。

(1) 枚方市保健所運営協議会条例（平成25年枚方市条例第39号）第8条第1項第1号

(2) 枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号）第8条第1項第1号

(3) 枚方市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会条例（平成26年枚方市条例第36号）第7条第1項第1号

(4) 枚方市スポーツ推進審議会条例（平成28年枚方市条例第3号）第8条第1項第1号

(5) 枚方市上下水道事業経営審議会条例（平成28年枚方市条例第4号）第8条第1項第1号